

令和7年第3回滝川市議会定例会（第13日目）

令和 7年 9月17日（水）

午前 9時52分 開 議

午後 3時56分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告  
日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告  
日程第 4 一般質問

○出席議員（16名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江 海 子 君	10番	木 下 八 重 子 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	関 藤 龍 也 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 口 清 悦 君	16番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君
福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君	健 康 こ ど も 未 来 部 長	景 由 隆 寛 君
産 業 振 興 部 長	稲 井 健 二 君	建 設 部 長	堀 之 内 孝 則 君
駅 周 辺 整 備 部 長	加 地 幸 治 君	市 立 病 院 事 務 部 長	柳 圭 史 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	金 子 和 史 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君
教 育 部 指 導 参 事	福 田 善 之 君	監 査 事 務 局 長	菊 田 健 二 君
総 務 課 長	須 藤 公 夫 君	財 政 課 長	岡 崎 卓 哉 君

○本会議事務従事者

事務局長 寺嶋 悟 君  
書 記 小 島 亜 美 君

事務局次長 壽崎 行 洋 君  
書 記 林 麻 結 君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において田村議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。  
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
- 事務局次長 第1決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。  
事務局次長朗読する。(記載省略)
- 議長 次に、委員長の補足説明を求めます。木下委員長。
- 第1決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、2日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ43名の委員から78問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

- 議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。  
よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより認定第1号 令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。  
本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。福井委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります、審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第7号までの6件につきましては、2日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ22人の委員から31問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、認定第2号から認定第7号までの6件については、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計決算の認定について、認定第7号 令和6年度滝川市病院事業会計決算の認定についての6件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から第7号までの6件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付しておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷猛男です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、早速質問させていただきます。

#### ◎1、市長の基本姿勢

- 1、子どもの権利条例の制定、子どもの権利救済機関の設置について
- 2、「外国人との共生」啓発動画の作成について

まず、件の1、市長の基本姿勢、項目の1、子どもの権利条例の制定、子どもの権利救済機関の設置について伺います。要旨の1、国のこども基本法、こども大綱を受けて、滝川市こども計画が本年2月に策定されました。様々な施策の具体化が始まっていますが、施策の根底にあるのは子供の権利です。子供にとって大切な権利が将来にわたって保障され、施策がぶれることなく、子供たちが安心して自分らしく健やかに成長していくためには、子ども権利条約の理念を踏まえ、子供の権利を保障し、それに関する施策を推進することを明らかにする条例の制定が本市においても必要と思いますが、考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 滝川市では、平成20年度に滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例を制定しております。この条例の理念は、現在のこども基本法や子どもの権利条約とも整合しており、その内容は全く色あせておりません。この条例を基本として、具体的な施策につきましては、滝川市こども計画に基づき進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 既に基本となるものが定まっているということでしたが、これに関しては第2回の定例会においてほかの議員が一般質問で伺って、子供の意見表明の権利を保障することの重要性について触れた答弁がなされています。たしか声なき声、匿名性の高い意見を拾い上げ、すくうことに重点を置きたいと。計画上どううたっていくか今後検討していくことになるというような趣旨の答弁だったと思います。これについては、とても重要なことだと考えます。困難を抱え、支援を必要とする子供ほど声を上げることが難しいという現状があります。多様な子供たちの意見を聞くためには工夫が必要であり、それは大人側の責任です。学校や家庭など子供の日常的な生活の場で子供

の意見が尊重されることが大切で、社会全体で子供の権利を守る文化を育てていくことが必要ではないでしょうか。こども計画は、5年単位で見直されるものです。施策についてはそれでいいと思いますが、子供の権利保障は永遠に続くもの、施策の基盤となるものです。これは、こども計画等に収まるものではないのではないのでしょうか。2023年にこども基本法が成立して以降、全国で子供の権利保障を図る総合的な条例制定の動きが進んでいます。総合的な条例とは、理念を示すだけでなく、子供の権利の具体的な内容、権利保障の在り方、子供の参加や救済の仕組み、子供施策の推進や検証の在り方などを規定するもので、条例制定を契機に子供の施策の充実が期待されています。このような総合的な定めが滝川市の場合ないのではないかと思います。そういう意味で、こども計画ではなくて、独立した子供基本条例を定めることが必要ではないかと考えますが、この点について改めて考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 今寄谷議員からご質問ありました、ご指摘のありました点につきまして、我々もそのように考えております。この条例についてはお目通しをいただいているかなというふうに思いますけれども、子供の視点のまちづくりに努めること、それと子供の参画を促進すること、これは既に条例の中で定めさせていただいています。ですので、これもいいとか悪いとかということではなくて、条例で定められて、やらなければならないものというふうに認識しているところがございますので、改めてこの部分に関する条例については必要はないかなと。文言等の修正等は今後行っていく必要が出てくるかもしれませんが、現時点においては条例の制定というのは必要ないというふうに認識しているところです。具体的な施策につきましては、やはりこども計画で、今年5年ごとに見直しということでご質問いただきましたけれども、適宜見直していくつもりでございます。必要があれば毎年でも内容の修正はしていくということで策定時にもお話をしているというふうに思いますので、そのように適宜こども計画を見直しながら、ご質問の観点については補足をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 この件について再度伺いたいのですが、確かに様々なといいますか、大事な子供の権利については条例でうたって、それについての施策の具体化というのをされているのですが、施策と、それからその基盤にある権利とは別のものではないかと思うのです。そういう意味で、最近こども計画と併せて子供の基本条例を制定するところもありまして、やはりそういうところは10年、20年たった今では権利の内容もより具体的に膨らんだものにされてきていますので、そういう意味ではない部分についてこれから今後基本計画を見直していくわけですから、そういう見直しに向けて骨になる部分について制定することが必要ではないかなと思うのですが、この点についてもう一回改めて考えを伺いたいと思います。

○議長 長 健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 他市の条例についても確認をさせていただいているところです。滝川市の条例とやっぱり書き方、表現の仕方というのは異なるものがあります。他市の条例で最近できたものも確認をさせていただいておりますけれども、こういうことを守りますと条例で書いて、それが

実現するのであれば、そんな簡単なことはないというふうに考えていまして、必要なのはやっぱりそれを実践していくことだというふうに考えておりますので、条例については理念を書かせていただいているので、今のところあれで十分かなというふうに認識をしております。いろんなご意見があると思いますので、そのご意見についてはお聞きしながら検討はしてまいりたいと思いますけれども、我々の優先すべきは実践だというふうに考えてございますので、こども計画において計画をしながら実際の施策を動かしていくということを優先していきたいと考えてございます。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の要旨に移ります。要旨の2です。子供の権利を保障するためには、子供のSOSを受け止め、個別事案の相談、救済、子供に関する制度の改善、子供の権利保障の普及等に当たる子供の権利救済機関、子供コミッショナーですが、これが不可欠ですが、法律化されていません。そのことから、条例に基づく子供の相談、救済機関の設置が地方自治体で進んでいます。子供の権利救済機関の設置について本市の取組、考えを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 子供の人権を守る、人権侵害を防ぐことに関し、滝川市における状況を整理しますと、児童虐待や家庭の問題に関しては本年4月にこども家庭センターを設置し、取り組む体制を整備したところでございます。また、いじめに関しては、教育委員会を中心として外部委員が参画する会議の設置を含め、確固たる体制を独自につくり上げてきております。このほか、市以外の相談場所として、滝川人権擁護委員協議会における人権相談、札幌法務局滝川支局におけるこどもの人権110番、札幌弁護士会における子どもの権利110番などが設置されております。こうした状況を踏まえて冷静な評価をさせていただきますと、スタートして5か月余りではございませぬけれども、我が部、健康こども未来部に設置をいたしましたこども家庭センターが同じ行政としての教育委員会を中心に確立されたいじめ対策、体制と比較しても、またセンターに寄せられる相談の数や内容、支援が必要な数に対してもまだ脆弱さがあるというふうに考えてございます。ご質問の公的第三者機関を新たに設置することの必要性を否定するものでは決してございませぬけれども、先ほど申し上げた市内の環境も考慮すれば、まずは優先してこども家庭センターの体制確立にリソースを集中し、子供の権利を守るため行政としての支援サービスを万全にしていくことが重要と考えてございます。現在次年度に向けて市の中で協議を進めているところでございます。市としては、そうした優先順位を考えに持って進めるということで答弁とさせていただきますと思います。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。こども家庭センターを含めて、各機関があるということでお話がありました。この点に関してですが、今年の3月に北海道議会第1回定例会で北海道のこども基本条例が可決され、4月に施行されています。この条例案のパブコメのときなのですが、行政から独立した立場で権利救済に当たる第三者機関の設置を求める意見が多数あったということが記載されておりました。今の説明の中で各行政、教育委員会を含めていろんないじめに対応する機関とか人権擁護する機関とかがあるのでございますけれども、いろいろ相談しやすい部分でいけば、一つの行政から独立した機関の設置というのがやはり求められるのではないかというふうに思います。それ

で、その点については、やはり大人の責任として文面化、計画化していくことが必要ではないかと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 私どもとしても、議員ご指摘の点につきましてはその必要性を否定しているわけではございませんで、必要になってくる時期が来るだろうなというふうに考えてございます。でも、滝川市の今の状況を冷静に分析をさせていただいて、まず行政の機関としてお子様たちが気軽に相談に来れる環境づくり、あるいは子供が来やすい環境づくりというものがまず優先されるのではないかとということで答弁をさせていただいておりますので、そちらを優先させていただいた後にその後の展開についてはまた検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今の点について再々質問させていただきます。市の取組については、私も積極的に行っているなということで評価しています。この問題に関しては、北海道のほうでもすぐこういう機関をつくるということは言えずに、全国的な状況を踏まえながら、広域な北海道における権利擁護の在り方を継続的に検討するというので、そういう返事をしていますので、これを、こういう救済機関を一朝一夕に整えるというのは非常に難しいのだろうということは私も理解するところです。ただ、これについては難しいけれども、被害に遭っている子供というのは待っていることはできませんので、速やかに救済すると、そういう姿勢を示して計画を立てていくことが必要ではないかなというふうに思います。これについて、本市のこども計画の第3章の計画の基本的な考え方の計画のキーワードでは、困ったときにSOSを出せる環境という言葉がありますし、施策の展開では子供の権利の普及啓発、相談に対応する支援体制の充実というふうにあります。支援体制の充実ってどんなものを考えているかということを一明らかにしていくということが必要ではないかと思いますが、その辺について答弁いただきたいと思います。

○議長 長 再々質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 子供の権利を守るということで、先ほどの声なき声を拾うという点が重要だというふうに考えてございまして、そういった環境にいるお子様の多くが自ら相談に来るということは、かなり難しい状況にあるのではないかと考えています。ですので、むしろ困っていることすら、SOSを出す状況にあることすら自分で気づいていない可能性さえあるかなというふうに思っていますので、ここはこども家庭センターの体制を強化して待っているだけではなくて、きちんとそういったものを発掘して捕捉していくということの行政としての体制づくりがまず優先されるということが我々が今進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。項目の2、「外国人との共生」啓発動画の作成について伺います。本市の統計によりますと、7月末の外国人人口は174人となっています。少なくとも外国人がかけがえのない地域の隣人として本市に居住しています。さきの参院選では、国民健康保険制度の濫用、土地を買いあさっている、治安が悪化している、生活保護制度利用が多いなど外国人の差別、排斥をあおる主張がなされていきました。外国人の方は、穏やかではなかったのでは

ないでしょうか。それらの主張は事実と異なるものであり、国際交流に積極的に取り組む本市として、外国人の受入れと共生社会の実現を進めるに当たり、黙認すべきではない問題だと考えます。市として、滝川市LGBT啓発動画のような啓発動画を作成することについて考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 外国人との共生についてお答えをいたします。

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと、いわゆる多文化共生の社会の実現につきましては、本市にとっても大切なことと考えております。市といたしましては、啓発動画を作成することは考えておりませんが、現在一般社団法人滝川国際交流協会では、たきかわにほんごひろばや外国人研修生のホームビジットなど多文化共生の取組を積極的に進めておりますので、これらと連携しながら多文化共生社会の実現に努めてまいりたいと考えております。なお、これから発行されるものでありますけれども、広報たきかわ10月号におきまして、国際交流に関する特集記事を掲載する予定であります。内容につきましては、多文化共生に資するものとなっておりますので、多くの市民の皆様にご一読いただきたいと思いますと考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。本市として多文化共生に取り組んでいるというお話は分かりましたが、今回問題にしたいのは外国人に対する差別、排斥ということで、社会問題となっていることについての市の取組を伺いたいと思います。7月23日、24日に全国知事会が開催されていますが、そこでは青森宣言というものが出されています。そこでは、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すという一文が加えられました。本市においては、前田市長が第2次滝川市男女共同参画計画策定に寄せた一文で、様々な課題を乗り越え、活力あるまちの発展のためには一人一人が性別による固定的役割分担意識をなくすとともに、個々の違いを受け入れ、認め合いながら、それぞれの能力を発揮させるダイバーシティインクルージョン社会の実現が不可欠と述べています。このことは男女の問題だけではなく、人種、性別を問わず、全てについて共通するのではないのでしょうか。そういう意味で、本市においても差別、排外主義についてはきちっと一言申す必要があるのではないかと考えますが、この点について改めて伺いたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 再質問にお答えをいたします。

今問題とするのは、差別ですとか排斥だと。知事会のほうでも排他主義、排外主義ということについての、それはよくないということであるですとか、計画の中でのインクルージョン社会ということもありましたけれども、いずれもそういうことは、今議員がおっしゃるとおり、よくないことはよくないことということで、同じ認識を持っております。それらをどういふふうに対応していくかということでの市の取組として、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、こういう問題について取り組むに当たってやはり大事なことは、私たちに今できることを地道にやっていくことだと思っておりますので、今一般社団法人滝川国際交流協会のほうで進めております、先ほど申し

上げました事業のほかにもやさしい日本語だとか、国際化の講演会ですとか、エフエムG' S k yでの放送ですとか、いろいろなことをしておりますし、市のほうも国際交流員を活用して、保育所ですとか児童館に訪問して、子供たちと交流したりしております。そうした地道な取組が今議員がおっしゃられた問題の解決につながるものだということで考えておりますので、そうしたものを引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再々質問させていただきます。この問題については、きちっと厳しく対応するというのが本来であるべきだと思いますが、何分こういう国際交流ということで、特に滝川の場合外国人の方をどんどんといいますか、観光、それから仕事も含めて積極的に受け入れるという立場ですので、この啓発動画を思い立ったときにも、できればストレートに排外主義反対、差別反対ということではなくて、もう少しマイルドな形での動画の作成を作って啓発できないものかなというふうに考えたところですが、そういう問題について、ただ根本的には差別、排外主義は許さないというベースが必要だと思います。その点について、こういう差別する、仲間外れ的なことをするというのは、いじめと共通する部分があるのではないかと考えます。本市の場合、いじめについては学校で厳しくというか、迅速に速やかに対応していますので、それと比べれば今回の外国人に対する共生を図っていくという点ではちょっと意識が弱いのではないかなという感じがします。こういういじめの問題と今回の外国人に対する差別、排斥というのは私は共通した問題だと思うのですが、本市ではどのように受け止めているのか、最後に改めて伺いたいと思います。

○議 長 再々質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの寄谷議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほどからご理解いただいているとおり、滝川市は国際交流にいろいろと力を入れてまいりました。多文化共生社会というのに対しても、非常に理解を市民の皆様様に求めてきたつもりであります。私自身が国際交流協会の会長を14年務めさせていただきました。そして、その後市長になって、パートナーシップ制度の導入等々、インクルーシブ社会の実現に向けての努力をしてまいった所存でございます。その一つ一つの行動に際して、市民の皆様方にご理解を求めてきたことが多々ございます。そういう意味では、多文化共生について市民の皆様さんには十分ご理解をいただいたというふうに私は思っております。また、寄谷議員のおっしゃるいじめと外国人排斥が同じであるというところの認識は、それぞれの方がお持ちだと思いますが、私はそれは違うというふうに思っております。そういう意味では、多文化共生に対するご理解を求めていくことはしっかりこれからも市として行っていきたいと思いますし、外国人の皆様さん方に対するご理解を求め動画等々を必要とするならば、その時点において考えていきたいというふうに思いますが、今現在では私は必要ではないという認識を持っております。また、いじめの問題につきましては、これは教育委員会と共に各学校を通じてしっかりといじめの起きないような教育現場づくりをやっていきたいというふうに思っている所存でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議 長 寄谷議員。

## ◎2、保健福祉行政

### 1、エアコン購入費用の助成について

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。件名の2、保健福祉行政、エアコン購入費用の助成について伺います。今年の北海道は記録的な高温が続き、熱中症予防が広く呼びかけられました。室内にいても熱中症の危険があることから、暑さを我慢せず、扇風機、エアコンを利用することが推奨されました。近年の猛暑により北海道でもエアコンは生活必需品と考えられるようになってきましたが、設置を我慢している家庭もあります。熱中症のリスクが高い高齢者や障がい者を抱える低所得世帯に対しエアコンの購入を支援することについて、考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 地球温暖化の進行によりまして近年記録的な暑さが続く中、熱中症対策は重要であると認識しております。現在市として行っている熱中症対策としましては、市内3か所に涼みどころを設置するなどの取組を行っておりますが、低所得世帯に対するエアコン購入費用の支援については行っておらず、現在の市の財政状況を鑑みても当面の実施は簡単なことではないと考えております。低所得者世帯への支援としては、これまで住民税非課税世帯等を対象に国の交付金を活用した給付金を支給してきたところであり、今後も国の動向を注視しながら必要な支援を行ってまいります。熱中症対策につきましても、他の福祉関係施策と同様に必要な支援を見極めた上で、北海道市長会を通じた制度の充実の要望等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。熱中症については、私もなったことがあります。それは、本市の場合涼みどころとか、昼間の避難所については設置されているということなのですが、私は本州にいるときですが、朝起きたら熱中症になっていたということがあります。とても苦しくて、人に頼んで病院に連れてってもらった記憶があります。屋内といえども熱が籠もりやすいので、熱中症になるリスクというのは非常に高いのではないかと。そういう意味で、本市においても高齢者の方、それから障がい者の方のお宅を訪問することはあると思うのですが、実態をまず調べて、それに対して対応を考えていくということが必要になってくるのではないかと考えます。その点について本市の取組を伺えますでしょうか。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 まず、対象世帯をどのように設定するかという問題もあるかと思うのです。低所得世帯ということで今回ご質問いただきましたけれども、低所得世帯といいますが、明確な定義があるわけではなくて、施策によって低所得世帯というのは設定されているものはずですが。例えば非課税世帯であるとか、住民税の均等割以下の世帯だとか、もしくは生活保護の基準と照らし合わせて低所得であるとか、場合によっては可処分所得の金額によってだとか、様々あると思うのです。加えて、高齢者なのか、子供のいる世帯なのか、もしくは障がいをお持ちの方なのかだとか、いわゆる社会的弱者と言われている方たちだけに絞ってやることなのか。そう考えていったときに、果たしてどのような方たちを対象に調査というものを、財源の裏づけもなく行っていけるのかということに対して、私は不可能だと思っています。したがって、これは財源の裏づけ等ができた

上で施策を打つという段階になってから対象者を絞り込んで、必要であるか必要でないかということとをそういう対象の方たちに対して問うというような形でしかできないものだと思います。エアコンが必要か必要でないかということも、皆さん一様に必要だというものではないと思っておりますので、内容的にはそういうことであるというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいまの答弁が全てなのかもしれませんが、ちょっとこういう質問をしていて、私の口からの言うのはあれですが、所得の低い方が実際にエアコンを買えるのかとなると、ふだんの生活費も困っているわけですから、簡単にエアコンには手が届かない。そういう意味で、こういう施策をつくっても利用していただける方が少ないのではないかなという危惧感がありますので、ちょっとこういう制度をつくること自体については簡単にはいかない。答弁にもありましたように、いろんな世帯の方がいますし、予算を考えても難しいというのは分かるのですが、ただ熱中症については命に関わる危険なものだということで、ふだん私たちが高齢者の難聴者に対して補聴器の要請というのを行ったこともありますけれども、それと比較しても命の関わり方としてはもっと高いレベルの問題だと思えます。そういう意味ではいろんな問題はありますけれども、本市としてもやはりこれについてはしっかり目を向けて、どういう方についてどういう補助が必要なのかということについて絶えず注目していただきたいと思います。それについて本市の考え方を改めて伺えますでしょうか。

○議 長 再々質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 最初の答弁でお答えしましたけれども、必要でないと言ったことは一言もありませんし、大変重要なものであるということでお答えしたと思えます。財源的なもの裏づけがないとなかなかできないということも2回目にお話ししましたとおり、したがって例えば北海道市長会を通じて制度の充実の要望等を行ってまいりたいということでお答えしておりますので、そのようにやっていきたいと思えます。

○議 長 寄谷議員。

### ◎3、建設行政

#### 1、公園のイベント利用支援・空き地のイベント広場としての活用について

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。件名の3の建設行政、項目の1、公園のイベント利用支援・空き地のイベント広場としての活用について伺います。要旨の1ですが、平和公園は憩いの場としてだけでなく、イベント会場としても利用されています。多くの市民が集まりやすく、にぎわいを見せています。街区公園としての機能とともににぎわいづくりの場でもあり、市民誰でも利用しやすい施設であることが望まれます。しかし、気軽に借りることができる利用料金ではないのでしょうか。市民の方が容易に活用できるものにすべきと考えますが、考えを伺いたいと思えます。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 平和公園は、市街地内の街区公園として誰もが日常的に休息や遊びなどができること

を目的とする場所でございます。イベント会場を主たる目的としているものではございません。公園でのイベントにはぎわいを創出する一方で、公園の独占的な利用となりまして、本来の公園利用に一時的に制限がかかってしまうことから、滝川市都市公園条例に基づき事前の許可及び使用料が必要となる特例措置となります。イベントなど特別な用途で公園を独占的に利用する場合は、その利用者が公園使用料をお支払いいただくということで公園の公益性が保たれると考えておりまして、現在のところ公園使用料の改定は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。都市公園としての機能で、近隣の方が利用するのがメインであるということなのではございますけれども、ただ屋外でイベントをしたいというふうに考えたときに、そういう広場がたくさんあるわけではございません。そういう意味では、都市公園を利用して、活用したいというふうに考えるのが多くの市民ではないでしょうか。それで、近隣のまちを調べたのですが、そういう都市公園についての独占的な使用をしたいという場合については、何か利用許可等々を取って利用できる場所、利用できるまちがやっぱりあります。そこでの料金を比較しますと、この近くでは大体1,000円前後で1つの公園を借りることができるということで、非常に市民がイベントを企画して、取り組みやすい、そういう料金設定にもなっています。しかし、本市の場合、1平米当たりの料金を換算しますと、公園1つを借りると非常に桁が違うような金額になるような感じがします。そういう意味で、例外的な利用だとしてもイベントとして活用するというのは市民の希望をかなえるものであり、まちのにぎわいをつくり出すものですから、その辺については柔軟に考える必要があるのではないかと考えますが、その点について考えを伺いたいと思っております。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 今他市町村の1,000円前後ですか、どちらのお話なのかちょっとよく分からなかったのですが、他市町村は他市町村で公園の利用、占用料に対しての徴収の考え方というものがあると思っています。滝川市の場合は、もちろん平和公園が利用しやすい公園であるということは重々承知しているところでございますが、まずは道路占用料を基準とした算出根拠があります。また、公園占用減免審査基準というものがございまして、滝川市の後援、後援というのはバックアップのほうの後援依頼をしていただいて、それが公益性がある事業ということであれば、この審査基準に照らし合わせて、減免措置が可能な場合もございまして、そういったことで、その措置があるということと併せまして、例えば収益事業であれば殊さら公園利用の公平性ということからもやっぱり一定の利用料が必要、占用料を納めていただくことが必要だというふうに考えておりますし、その根拠についても先ほど申し上げた道路占用料というのを基準としておりますので、そういったことで一定の基準を持って示しているということについてご理解いただければというふうに思います。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再々質問させていただきます。利用なのではございますけれども、本市の場合、具体的に伺いますが、1平米当たり70円というふうに伺っています。それで、平和公園の面積は400平米ぐらいではなかったでしょうか。それで単純に計算しますと、30万円近い金額になるのではないかと思うのです。それに対していろいろ減免がありますよということだったのですが、そういう減免を

するとうような料金を設定した意味がなくなるのではないか。そういう意味では、この料金の設定の仕方にちょっと無理があるのではないかというふうな感じがするのですが、この点について答弁いただけますでしょうか。

○議 長 再々質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 料金設定に無理があるというお話でしたが、先ほど申し上げたとおり、今も寄谷議員がおっしゃったとおり、1平米1日につき70円です。ちょっと一例を挙げさせていただきます。直近であった事業で、公園の使用面積そのものは3,300平米ぐらいでした。それは、先ほど申し上げたとおり、市の後援依頼があって、公益性のある事業であるということで減免措置がされたものですけれども、ただそのうち、やはり営利で例えばイベントをやると売上げなどがございませよね。営利の部分の占用面積がどれぐらいなのかというのを出します。この場合は、約500平米ぐらいでした。ですので、3,300平米の占用料70円掛ける消費税分が占用料としていただく。それ以外の2,800平米ぐらいは減免ということになっておりますので、その算定に意味がないということではないというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 次の質問に移ります。要旨の2です。今お話がありましたように、都市公園の利用については、いろいろ制約があるということでした。ただいまの一例で挙げた利用については、500平米ということだということで、70円を掛ければ3万5,000円ぐらいの利用料なのですが、隣のまちのイベント会場では広いグラウンドがあって、ステージもあるのですが、そこを借りても4,000円から営利でも8,800円ぐらいの利用ができるということで、本市との利用料金の開きが非常に多いなと感じました。そこで、都市公園の利用はちょっと無理だなということを考えまして、その隣に平和公園に隣接した広い更地があります。市民の憩いの場、イベント会場としてそこを活用することについて本市の考えを伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 旧総合福祉センター跡地の市有財産のことかと思われます。現在主にその跡地につきましてはイベントですとか、工事に伴う駐車場などご利用いただいているところであります。申請をいただいて、内容審査で問題がなければ、市民の方々によるイベント利用のための貸付けなども可能となっています。貸付料については、市が共催するイベントなど公共性の高いものについては減免規定がありますが、主に収益事業となるものに関しては固定資産税評価額を基礎とした貸付料を納付していただいているところであります。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問いたします。ちなみに、そこを借りた場合、1平米当たり幾らぐらいで借りられるのかだけ教えていただけますでしょうか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 現時点の固定資産税評価額を基に算定した場合、貸付料の単価ですが、1日当たり、平米当たり1,14円となっております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再々質問ですが、先ほどの都市公園の場合、1平米当たり70円と比較して非常に安い単価で利用できるということで、市民にとっては非常にうれしいのではないかと思います。逆にそういう固定資産税評価額を基に算定した場合の1平米当たり1.14円というのは非常に逆に低廉で、市にとって負担はないのかなという不安があるのですが、その点についてだけ伺いしてよろしいでしょうか。

○議長 長 再々質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 普通財産の貸付料につきましては、普通財産貸付料の算定基準というものを設けて、その基準に従って貸付けをしているところです。その基準によりますと、固定資産税の評価額を基礎として様々な係数ですとか、そういったところを掛けるなどして貸付料を決定しておりますので、金額が高いとなかなか借りづらいですとかということもあるかと思います。一定の決まった基準に基づいて算定をしているところです。

○議長 長 寄谷議員。

#### ◎4、教育行政

##### 1、学校体育館の空調設備の設置について

○寄谷議員 最後の質問に移ります。教育行政、学校体育館の空調設備の設置について伺います。地球温暖化の影響から北海道でも記録的な高温になるなど暑さによるリスクが高まる中、文部科学省が公表した公立学校の体育館等における空調、冷房設備の設置状況調査では、避難所に指定されている道内1,507校のうち学校体育館の空調設備設置率は3.8パーセントとごく一部に限られている現状です。国の空調設備整備臨時特例交付金を活用するなどして、避難所となることが多い学校体育館への空調設備の設置推進について考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 学校体育館への空調設備設置に関するご質問について答弁申し上げます。

市内小中学校及び滝川西高等学校の体育館には現状空調設備を設置しておりませんが、学校用に導入しております80台のスポットクーラーを活用しているほか、文部科学省や北海道からの通知に基づき熱中症対策を徹底することとしており、教育委員会としては体育館に空調設備の設置を行う考えはございません。しかしながら、本市の防災対策の一環として、避難所となる他の公共施設と同様に学校体育館を避難所として活用する上での空調設備設置の必要性につきましては、市の防災担当と連携して、今後も検討を行ってまいりたいと考えておるところです。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。学校では普通教室等にクーラーが設置されていますが、もし避難した場合にそこを利用できるのかとなると、なかなかそういう利用をするというわけにもやっぱりいかない現状があると思います。特に高齢者の方なんかそういう体育館から簡単に移動できませんので、体育館での快適な避難生活ができる、そういう設備というのは欠かせないのではないかと思います。80台のスポットクーラーがあるというお話でしたが、スポットクーラーは本当の目の前だけを冷やすことができるので、体育館で必要な範囲を冷やせるのかとなると非常に疑

問があります。確かに本市の体育館も結構老朽化等が進んでいますので、その広い空間に新たに空調設備を設置することについては費用対効果の問題が出てくると思いますが、避難者の方はそれでもそういうところに避難しなければいけないわけですから、やっぱりその対策というのは欠かせないのではないか。そういう意味では、もっと前向きに考えなければいけないのではないかなと考えるところですが、それについて答弁いただきたいと思います。

（「議事進行」と言う声あり）

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 ただいまの再質問、最初の質問もそうだったのですけれども、学校教育、教育行政についての質問ということの趣旨だったはずなのですが、防災の質問にすり替わっているということで、今の再質問については教育委員会では答えられない部分が出てきていると思うのですが、議長のほうでお考えを示していただきたいと思います。

○議 長 私としては、質問の趣旨の中で避難所となるという部分の拡大解釈をさせていただいて、所管が変わっても答弁は可能ではないかというふうに判断をさせていただきますので、ご了解いただいて、所管のほうで判断可能ですか。

（「もう一回」と言う声あり）

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 教育行政で伺っていますが、これについては教育のほうと防災のほうと重なる部分があると思いますので、教育のほうで答えにくい部分については防災のほうで答弁していただければ助かりますが、その辺お願いできますでしょうか。

○議 長 所管、答弁可能ですか。総務部長。

○総務部長 防災視点でのということですが、学校体育館を避難所として開設する際に猛暑ということであれば、これは空調設備が設置されていることが望ましいというふうには思います。ただ、先ほど費用対効果の話もありましたけれども、教育部長が答弁していただいたとおり、設置の必要性については教育委員会と連携をして、検討してまいりたいというふうに思っております。現状におきまして避難所として開設する場合には、先ほどの答弁にもありましたが、スポットクーラー、それから扇風機などの活用、さらに空調設備が設置されているスペースの活用なども可能であれば考えながら、暑さ対策をしていきたいというふうに考えております。

○寄谷議員 終わります。

○議 長 寄谷議員の質問を終了いたします。

安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 新政会の安樂でございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、質問を行います。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、ふるさと納税について

1 件目の市長の基本姿勢について質問させていただきます。ふるさと納税について伺います。ま

ず、1 要旨目ですが、本市における貴重な自主財源であるふるさと納税は、昨年度に引き続きお米の返礼品が好調であると聞いていますが、現状における寄附実績及び年末に向けた寄附額の予想推移について伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ふるさと納税の実績と今後の予想についてのご質問ですが、まず寄附の実績といたしましては、令和7年9月15日現在、件数で1万5,341件、寄附額で8億7,442万2,400円と昨年度の同時期と比べて件数は1,478件増加し、寄附額では6億852万5,300円の増というふうになっております。これは、本年10月からの各ポータルサイトのポイント廃止の前の駆け込みによる寄附、それから依然としてお米の需給が非常に締まっているということ、それから主産地の一つである東北のお米の作柄がよくないという情報もあることなどにより、寄附額の大きい無洗米の定期便、これを中心に寄附が順調に伸びていることによるものだというふうに推測しております。各ポータルサイトのポイント廃止前の今年9月と例年どおりの年末、12月の2回大きな山場を迎えるというふうに思っておりますので、時期を逸せず効果的なPRを行うことにより、昨年度の15億円を上回る寄附を獲得できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議 長 安楽議員。

○安楽議員 順調に推移していることを確認できました。

2 要旨目の質問に移ります。総務省が昨年6月に発表したふるさと納税制度見直しの一環でポータルサイトを通じた寄附者への金銭的価値のあるポイントや特典の付与、いわゆるふるさと納税のポイント制度が本年10月1日から禁止されますが、本市におけるふるさと納税に及ぼす影響と今後の対応などについて伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ふるさと納税のポイント制度廃止についてのご質問ですが、総務省は令和6年6月、総務省告示において寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭、その他の経済的利益を提供する者による寄附の受付、これを令和7年10月1日から認めないという方針を示しました。これにより10月1日からは各ポータルサイトでのポイントの付与が廃止されることとなりますが、寄附者にとってふるさと納税自体が魅力的な制度であるということには変わりはなく、寄附自体をやめることはないというふうに想定されるため、本市のふるさと納税に及ぼす影響は限定的であるというふうに考えております。一方、ポイントの廃止に伴い、これまで以上に寄附者にとって魅力のある返礼品が選ばれるというふうに考えられますことから、今後も返礼品事業者とも協議を行いながら、寄附者のニーズに合った返礼品の開発に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長 安楽議員。

○安楽議員 1点だけ再質問させていただきます。返礼品の開発というのは前々から言われていて、これはもとより、滝川市独自のマーケティング活動の強化、これがやっぱり必要ではないかなというふうに私は考えております。市のお考えを伺います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 マーケティングの取組という再質問です。PRというところが一番必要なのだろうな

というふうに考えております。市独自ではありませんが、プロモーション活動として現在複数のポータルサイトにおいて検索したキーワードに応じて当市返礼品がサイト内広告の上位に表示される検索連動型広告によるPRを実施しております。そのほか、イベントへの出展ということも予定をしております。今週末9月18日から21日に先ほど説明をしましたポイント廃止前の駆け込みの寄附、これを取り組むべく、埼玉県の大宮駅で行われるふるさと納税のリアルイベントに出展する予定であります。こういったPR活動を通じて、今後も寄附額の向上に向けた取組を行っていきたいというふうに考えております。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 よく分かりました。頑張っていたきたいなというふうに思います。

## ◎2、教育行政

### 1、市内高等学校の今後の在り方について

次の質問に移ります。教育行政、市内高等学校の今後の在り方について伺います。厚生労働省が発表した2024年の日本の出生数は68万6,061人であり、前年から約4.1万人減少し、初めて70万人を下回るなど、少子化が急速に進んでいるのが現状です。空知管内においても例外ではなく、この傾向は今後も継続することが予想されています。本年6月に北海道教育委員会から令和8年度から10年度までの公立高等学校配置計画案が示され、空知北学区においても11年度以降の見通しとして中卒者数や欠員の状況、学校、学科の配置状況などを考慮し、最も学校、学級数の多い滝川市を中心に周辺市町を含めた公立高校全体の配置と在り方について検討が必要と示されています。以上のことを踏まえ、滝川市教育委員会として将来を見据え、市内に所在する高等学校の今後の在り方をどのように考えているのかを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 市内高等学校の今後の在り方についてお答えをいたします。

全国的な少子化が進む中、北海道教育委員会から示された今回の公立高等学校配置計画案の中では、空知北学区の中卒者数が令和8年から令和14年までに184人減少することが推計されております。加えて、このたびの見通しとされました令和11年から令和14年の空知北学区では、2学級から3学級に相当する86名の減少が予想されていることから、議員からお話があったとおり、本市を中心に公立高等学校全体の配置と在り方の検討が必要とされたところでございます。教育委員会としましては、少子化の進行や高校授業料の無償化による進学動態、さらに本市の将来に向けた様々な計画や財政状況を見据えた中で子供たち自らの適性を見だし、未来を切り拓く自立型人材の育成に向け、今後の市内3校の在り方について検討していかねばならないと感じております。また、この検討は本市だけでは完結するものではなく、空知北学区全体の状況を踏まえた対応が不可欠であることから、北海道教育委員会との協議、調整についても今後の状況を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 再質問いたします。非常に重要な問題だというふうに私は認識をしております。本市

においてもこれから少子化に伴って小中学校の統廃合、これは当然進んでいくのかなというふうに考えております。あわせて、高校についても再編整備を含めて真剣に考える時期が来ております。先ほどのご答弁で道教委と調整、協議を進めていくというふうにございましたが、改めて教育長のお考えを伺いたいというふうに思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 ただいまの再質問でございますけれども、市内の高校の在り方、検討すべきというご提案でございます。市教委としましても同様の考えを持っております。先ほど部長から答弁申し上げましたけれども、空知北学区内の中学校卒業生数、これが減っていくということはもう分かっていることでありますし、推計といえども令和14年度の数まで出ているわけでありまして。そういう状況によっては、私はまずは道教委において空知北学区の高校の配置の考え方を示すべきだと思っておりますし、これまでもそういうことを申入れをしておりますけれども、残念ながらその姿は見えないということになっております。ただし、だからといって何もしないということになりませんので、せめて市内の高校の在り方については市教委としても考えていかなければならないということなのですけれども、市内には道立と市立高校がございますので、やはり道教委との協議、調整というのはこれは避けて通れないということでありまして、道教委には既に市教委としての考え方もお伝えをしておりますし、道教委としても一緒に考えていきたいということもいただいておりますので、今後それに向けたスタートを切っていきたいというふうに考えております。

○安樂議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

好川議員の発言を許します。好川議員。

○好川議員 新政会、好川章でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

## ◎1、市民生活行政

### 1、市営バスの運行について

1件目でございますけれども、市民生活行政において、市営バスの運行についてお尋ねをいたします。要旨でございますけれども、滝川市が運行主体であります市内線の利用状況について、現在車を利用しながら市内バスを利用している市民の方はまだ少ないという認識を私は持っております。そこで、滝川市が運行主体である滝川市内線の利用状況について現在のところをお尋ねをいたしたいと思っております。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 滝川市内線の利用状況についてお答えをいたします。

民間事業者により運行をされておりました令和6年度の利用者数につきましては、1年間で約12万人となっております。滝川市の運行に変わりました令和7年度ですけれども、7月末までの利用状況になりますけれども、令和6年度と同水準で推移していると事業者のほうに確認をしているところでございます。本年7月の滝川市内線への新型車両の導入に併せまして、公共交通の利用

促進に向けて広報たきかわ7月号で特集を掲載させていただきましたけれども、公共交通を将来にわたって残していくために市民の皆様にご利用可能なときにはご利用していただくということで書かせていただきましたので、ご協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 好川議員。

○好川議員 再質問をさせていただきたいと思います。運行したばかりで、従来よりも路線の変更でありますとか減便ということで、私の知る限りでは従来からの利用者には不満があるようでありますけれども、今後高齢化社会を迎えて、現実に免許の返納が多く出たときにこれは間違いなく必要な交通手段だというふうに考えております。特に滝川は高齢者がいつまでも住み続けたい、ちょうどいい田舎というフレーズもうたっております。将来を見据えた計画を立てるべきだと思いますが、1点だけ、そのためにも現実に利便性、あるいは不便性、それらも乗車体験をしなければ分からないことが多いというふうに考えております。まず、市の職員あるいは議員も含めて乗車をする日をつくってみるという形にならないでしょうか。お聞きをしたいと思います。実際に利用できる時というのとはどんなときかを体験しないと、なかなか高齢社会におけるバス利用は考えていきにくいと考えておりますので、その辺の考え方についてお聞かせをさせていただきたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま再質問いただきました点についてお答えをさせていただきます。

乗車体験をしてみなければ、利便性とか不便だということも分からないということでありました。以前は職員に対しましても庁内放送をかけて、利用促進、公共交通を利用しましょうということと呼びかけていた時期もありましたけれども、ちょっと形骸化したということがございまして、それは今はしておりませんが、改めまして職員に対しては利用を呼びかけるようなことも考えていきたいと思ひますし、バスに乗る日みたいな形でもし議員の皆様もそうしたことでご協力をいただけるのであれば、大変ありがたいと思ひております。いずれにしても、職員もはじめ市民の皆様にご利用していただけるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○議 長 好川議員。

○好川議員 ぜひ1日バスの日をつくっていただきたいというふうに考えております。お願ひをいたします。

## ◎2、保健福祉行政

### 1、介護事業所の廃業による市民への影響について

次に、保健福祉行政について、項目の1、介護事業所の廃業による市民への影響についてであります。これは、認知症対応の市内のグループホームが廃業したという状況が6月に報道されておりました。このことから、このグループホームについては認知症対応でありますから、それほど滝川市内においても大きな施設がたくさんあるということではありませんので、廃業したと聞いておりますけれども、その後廃業された入居者の対応について問題は生じていないのかお尋ねをしたいと思ひます。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 介護保険法では、事業を廃止するときはその一月前までに届け出るよう定められております。ご質問のグループホームの運営事業者からは、この規定に基づきまして適正に廃止届が提出されております。入居者の移転状況についても随時確認を行い、結果として廃止日までに全ての入居者がほかの施設へ移転したことを確認しております。

○議 長 好川議員。

○好川議員 認知症対応施設ということになりますと、今話をされましたように、入居者の移転については解決しているということでもありますけれども、1点、認知症に関して高齢者の5人に1人は発症すると厚生労働省から発表がされております。これは、一人一人が我が事のように考えなければいけない状況の中で、認知症になり得ることを認識する覚悟が必要だと考えております。認知症といってもたくさんいろんな形がありますけれども、この際滝川市で認知症条例を早く制定するべきではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 好川議員、次の質問で認知症の問題を取り上げてございますので、今回の質問にはそぐわないと思うのですが、いかがですか。好川議員。

○好川議員 認知症という形の中では関連というふうにして考えられるとそのとおりだと思いますので、次の病院行政についての質問でも結構です。

○議 長 病院行政の中での再質問ということでよろしいですか。

○好川議員 はい。

○議 長 では、そのまま病院行政のご質問をしてください。

### ◎3、病院行政

#### 1、認知症予防について

○好川議員 それでは、3番目の病院行政について、認知症の予防についてということでお尋ねをさせていただきます。この案件につきましては6月の定例会でもご質問させていただきましたけれども、それとは別に、今回特に50歳代から発症すると言われている軽度認知障がいというものがだんだんと大きく取り上げられるようになりました。これは、早期発見、早期治療により回復できる可能性があると言われております。滝川市立病院のもの忘れ検査入院は非常に大切だというふうに考えておりますので、今後の啓発方法、あるいは今の利用状況についてお尋ねをいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 もの忘れ検査入院の利用状況と今後の普及啓発についてのご質問ですが、令和7年第2回定例会での好川議員からの一般質問でもお答えしましたとおり、当院では軽度認知障がいを含めた認知症の早期発見、早期治療を目的として、平成30年からもの忘れ検査入院を実施しております。これは、第2回定例会と繰り返しの答弁になりますが、2泊3日の入院で、医師による診察やMRIなどの画像検査、心電図検査、脳波検査、血液検査、尿検査、心理検査といった各種検査のほか、認知症看護認定看護師や精神保健福祉士による相談を行い、2週間以内に検査結果をお伝えし、症状に応じて適切な処置へとつなげております。また、市の地域包括支援センター

主催の事業所ネットワーク会議でのPRのほか、今年1月にFMG' S k yの「みんなのタキカワ」で検査入院のPRを行ったかもありまして、介護施設関係からの相談や直接当院に相談に来る患者様もあり、平成30年度では5件でスタートしましたが、令和6年度の実績が33件と着実に成果を上げているところです。これまで行ってきた地道な啓発活動を今後も継続的に進めていくことで検査件数を増やしていきたいと考えておりますので、物忘れが気になるなどのお悩みをお持ちの方には当院職員が患者様やご家族様のご意見を尊重しながらサポートをさせていただきますので、ぜひご活用いただきますと幸いです。

○議長 長 好川議員。

○好川議員 再質問になりますけれども、1点、このもの忘れ検査入院、何年かやっているというお話でありますけれども、実績の数字についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 再質問にお答えしたいと思います。

実績ということでございますが、先ほど平成30年度は5件ということで申し上げましたけれども、次の年、令和元年度は22件、令和2年度は12件、令和3年度16件、令和4年度14件、令和5年度22件、それで先ほど答弁した令和6年度で33件ということです。7年度につきましては8月末で12件ということで、昨年度は15件ということで、ちょっと今減っている形ではありますが、またPRもして、利用件数を伸ばしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 好川議員。

○好川議員 再質問になりますけれども、認知症に関しましては、もちろん病院のほうではご存じだと思いますけれども、脳の病気だというふうに聞いております。現在地域包括支援センター、あるいは滝川市内には脳外科医院が2か所しかないという現実があります。この滝川市立病院で行っているもの忘れ検査入院というのは、脳の検査において早期発見、いわゆるそういうものに対しての要望が非常に高いというふうに考えておりますけれども、いかんせん前回のお話の中では病院の中の設備がないなどというふうに聞いております。この辺については、どうしてもこれから認知症に関しては非常に大きな問題になるという観点からぜひ市立病院の中でのもの忘れ検査入院について、もう少し具体的に、あるいは利用料金でありますとか、あるいは検査後にどのような診断がされて、患者が帰っていかれるのかというところをもし教えていただければ、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長 長 再々質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 好川議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、脳の病気ということで、早期発見のためにももの忘れ検査入院が非常に大事ということで、設備云々の話がございましたけれども、設備に関しては第2回定例会の答弁で申し上げたのですが、そのときは物忘れ専門外来の話でお話しされたと思います。それに関しては、高度な設備が確保されないとその実施は難しいということで、ただもの忘れ検査入院に関してはMCIの軽度認知障がい検査ということで、それは十分現在でも対応できますし、実際利用に関しては毎週1人、月に4名、年間48名が上限になっておりますので、今まで一番多くても昨年度の33名が最

大ということで、まだまだ利用の余地はあるところがあります。それに関しては引き続き利用者増に向けて周知と利用に対する理解を求めていきたいなと思っております。

それから、対応病棟に関しては、現状7階の精神神経科の病棟のほうでそれは対応しておりますので、その範囲の中で受入れということになってまいります。

それから、結果についてどういう形になるかということでしたけれども、2週間以内で結果説明とした後にMCIの診断がついた場合、治療の選択を提案することになります。投薬による治療といたったことが必要になる場合は、これは滝川市立病院ではできないので、砂川市立病院に紹介して、治療していただく。あと、MCIではなくて、実際認知症になったということであれば、定期外来を受診していただきながらフォローするというので、特にあと所見がなければ半年や1年後の定期検査を勧めるということで行ったりしておりますので、そういう形で対応しているということでご承知おきいただければと思います。

○議 長 好川議員、先ほどの2番目の再質問の部分についてございますか。好川議員。

○好川議員 先ほどお話ししました、滝川市も認知症に関しまして認知症条例を早く制定すべきでは、どうですかという質問だったのですけれども、この辺については回答いただけるのでしょうか。

○議 長 好川議員、これは病院の部分に聞けないので、ちょっと今回の通告の範囲を大分超えていますので、次回の質問にさせていただくことでよろしいですか。

○好川議員 分かりました。先ほどでよかったのかなと思いますけれども、終わります。

○議 長 以上をもちまして好川議員の質問を終了いたします。

福井議員の発言を許します。福井議員。

○福井議員 新政会の福井でございます。通告に従って、質問をさせていただきます。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、病院の経営責任について

これまで病院職員を中心に市が一丸となって病院の健全経営を目指して一生懸命それぞれが努めることにより、厳しい状況ながらも情勢の変化に対応し、病院職員をはじめとした各位が踏ん張っていただけたと思っています。しかし、主に想定外の事態により現状の厳しい経営結果に直面しており、経営強化プランに加え、新たに経営改善に向けた取組をし、収支の均衡を目指そうとしています。市として、病院における新たな決意をするに当たって区切りをきっちりと整理するべきと考えています。地方公営企業法には、経営責任の定義が明記されていません。また、6月の田村議員の質問では、市長は病院人事権は一部あるが、運営を依頼しており、把握が少ないため、行使する認識がないとご答弁されていましたが、人事権が一部でもある以上、権限の対となる経営責任の所在を明確に定義することが必要という立場で1つ目の質問をいたします。

1件目、市長の基本姿勢、病院の経営責任について。地方公営企業には一部適用形態における経営責任の定義が明記されておらず、一般的には不明瞭であるという認識は浸透しています。現在市立病院にはこの一部適用により経営されていますが、市立病院の経営責任はどこにあると考えているのかを市長にお伺いします。

○議長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、福井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市立病院の経営責任はどこにあるのかとのご質問でございますが、地方公営企業法は地方公共団体が経営する企業の組織、財務、そこに従事する職員の身分などについて定めた法律であります。福井議員ご指摘のとおり、滝川市立病院は財務規定のみを適用する一部適用により運営をしております。院長には管理者として院内全体の管理を果たすべく、診療を含めまして日々ご尽力いただいております。感謝しているところでございます。7月下旬には、滝川市立病院としての経営改善に向けた取組につきまして院長名で発出し、経営改善に向けた市立病院としての取組方針を示していただきました。市立病院の設置者は、市長である私でございます。最終的な経営責任は、私にあるものと認識をしております。市立病院の経営課題につきましては、大変重要な課題と認識をしております。市長という立場で厚生労働省、総務省、全国自治体病院協議会に足しげく赴きまして、現在の窮状を訴え、施策への反映の要望や陳情を行っているところでございます。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 では、再質問をさせていただきます。経営責任者の経営責任とは何であるかということについてちょっと分けて、これまで果たしてこられた経営責任についてとこれから取るべき経営責任について2点お伺いしたいと思います。

果たしてこられた経営責任、先ほどご答弁あったとおり、各省庁に行かれたりしていたのですけれども、代表的なことを1点、幾つも聞くわけにいけないので、1つ聞いていきます。まず、経営立て直しの核である医師確保に対して、過去市長は積極的に取り組むとおっしゃった大学医局訪問に年何回ぐらい行っていらっしゃるのですかという質問です。

次が取るべき責任についてなのですが、外的要因が主であることは確認できておりますが、それでもこの今の現状の責任を誰かが取るべきと考えています。経営危機に際して経営責任者に対してどのようなペナルティーが科されたのか、また科す予定があるのかをお伺いいたします。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、福井議員の再質問でございますが、まず医師確保ということでございます。医局にどれだけ行っているのだというようなご質問でございましたが、かつては院長と共に医局を訪問しておりました。しかしながら、残念ながら最近医局に医師が不在、ほとんどいないというようなことで、院長と共に医局に出向くことは私はしておりませんが、院長先生におかれましてはそのような行動をしていただいているというふうに向っている次第でございます。やはり院長や副院長と共にいろいろ情報交換を行っております。そういう形でどのような形で医師確保を進めるかということは常々考えておりますけれども、かつてはそのような同行をして行っておりましたけれども、今現在は行っていません。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、厚生労働省ですとか、自治体病院協議会に出向いた際には医師確保についての要請も強くお願いをしているところでございます。

次に、経営責任という問題でございます。これは、やはり今の全国的な自治体病院の経営難という中において、どこも苦労しているわけでございます。滝川市立病院におかれましても、院長先生

をはじめ、新しい改善計画の中で何とか頑張っていこうという経営改善を進めていくところがございます。私といたしましては、責任の所在は私であると申し上げましたとおり、それをどのように果たすかということは病院の経営改善をしっかりと果たすことが私の責任の果たし方だと、そのように思っております。

○議 長 福井議員。

○福井議員 この質問のちょっと確認だけ。今の話によると、要するに今のところ経営責任者のペナルティーはなくて、かつ予定はまだないと。ただ、責任はこれから取っていくという認識でよろしかったでしょうか。1点だけ確認させください。

○議 長 再々質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ペナルティーを科す、科さないの問題につきましては、経営改善をしっかりと進める中において考えてまいりたいとご意見として伺っております。

○議 長 福井議員。

○福井議員 次の質問に移ります。私の亡くなった母の戦争体験で、防空ごうに避難中、子供の食べ物を取り上げる大人がいたそうです。そんな人間になったらあかんとよく言っておりました。私もそんな人間になりたくありませんし、滝川の未来を担う若者たちに奪われる思いをさせることはあってはならないので、質問させていただきます。

経営改善に向けた方策案として、新たに採用される看護師等の初任給基準の見直しにより1人当たり年間約20万円が減額され、職員間に賃金格差が生じることを確認しました。初任給の減額は、経営責任の一端を滝川市立病院で働くことを志した看護学生等に対する信義にもとる責任転嫁であるように思われ、大変情けなく感じております。滝川の将来を担う若者に対して減額を実行するに当たって、経営責任者はどのような責任を取るのが道理であるかについて市長の考えをお伺いします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 看護師、准看護師の初任給基準の見直しに対する責任についてのご質問ですが、一般的に職員の処遇につきましては労使協議事項であり、この場で議論することは性質上なじまないものと判断していることから、答弁は差し控えさせていただくことをご理解願います。

○議 長 福井議員。

○福井議員 差し控え、よく分かりました。

それでは、確認だけさせていただきます。そもそも初任給の減額は病院内部でいつ頃からどのような経緯で合意形成がなされたのかを伺います。

また、市長からの要請の有無についてもお伺いします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 再質問について答弁したいと思います。

どのような形であったことでしたけれども、昨年12月に経営改善検討会議を設置いたしました。その中で病院として取り組めることという中で検討して、そのような項目については一応持ち上げたというところではございます。そういう形でできたということで、市長からの要請があったとい

うことではなくて、病院独自で取り組めることとして協議したということでございます。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 再々質問で確認させてください。一応去年の12月からということで、病院総意でこういうふうになったというふうにならざるを得ないというふうな状況でございますけれども、この病院総意ということは、看護学院の職員や生徒の皆さんも含まれていますか。

○議長 長 再々質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 再々質問についてお答えしたいと思います。先ほど福井議員は病院の総意と言いましたけれども、総意ということではなくて、取り組めることを経営改善検討会議の中で検討して、そういうことの中での取組の中で企画したと。最終的には病院としての方針ということで整理していますので、それは病院としてはまとめましたけれども、先ほど誰々の了解を取ってどうこうしたということではなく、あくまでも病院として経営改善検討会議のメンバーの中でそういう検討をして、取り上げた。病院としてこういうことに取り組んでいけるのではないかとということで整理して、方針として上げたということでございます。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 すみません。再質問のときにどのような経緯で合意形成がなされたかと質問しましたが、病院の中で合意形成されていないということでよろしいですか。1点だけ確認させてください。合意形成はなされたのですか、病院内で。

○議長 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院の中での合意形成についてですが、検討項目として、取組項目として経営改善検討会議の中で挙げましたけれども、その後7月末に厚生常任委員会の中でもご説明した方針につきましては、病院としてこれに取り組もうということで、内部の合意形成はして、提案したということでございます。

○議長 長 福井議員。

## ◎2、病院行政

### 1、経営改善に向けた取り組みについて

○福井議員 次の質問に移ります。

○議長 長 福井議員、時間があれなので、前置きはしないで質問だけでお願いします。

○福井議員 前置きなしですか。分かりました。病院行政、経営改善に向けた取り組みについて。経営改善に向けた方針案を検討、実施していく上で市民や病院職員に対して丁寧に説明を行い、理解を得ることが不可欠であると考えていますが、そのための具体的なプロセス、手法についてはどのように考えているのかを伺います。これは、先般厚生常任委員会で取組が報告されまして、加算確保や病床削減、職員数の見直しによる経費圧縮などで経営改善が見込まれる一方で、中には市民が望んでいないと思われる検討事項があり、憂慮しております。滝川市立病院は地域の情勢に見合った医療インフラを市民に対して整備、提供する施設だと考えておりますので、今般の取組は市民や病院職員の目にどのように映るのか、また誰もが納得できる効果的な方法を伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 経営改善に向けた方策の具体的なプロセス、手法についてのご質問ですが、7月29日の厚生常任委員会で経営改善に向けた取組について報告をさせていただきました前日の7月28日に病院職員に対し説明会を開催し、経営改善に向けた取組について説明をいたしました。この説明会は録画し、当日参加できなかった職員にも後日閲覧できるような環境を整えたとともに、取組に対しての意見を職員から募り、今後の取組に反映させていきたいと考えているところでございます。また、現状の受療動向に合わせて許可病床を令和8年4月から199床に削減してまいります。また、現状の受診体制を維持するとともに、2次救急、急性期機能の病院という方向は変えずに運営を継続し、市民の皆様の診療にご不便をおかけしないことを第一に配意しながら、経営改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 院内で説明されたということはよく分かりました。市民に対しての説明はまた今後なさっていかれるのでしょうかけれども、まず、1つご説明されたかどうか確認したいのですけれども、滝川市立病院のホームページに、滝川市立病院看護師等修学資金貸付についてのご案内がございまして、1年間で最大60万円、月額3万円から5万円の貸付金額で、3万円を3年間借りると大体108万円です。その看護師、5年働いたら全額減免ですと言われてはいますが、これはこのままさきの質問の年間20万円の給料が下がったら、5年で100万円給料が下がるし、その後もお金が下がると。こういった部分というのは、看護学生に我々への説明より先にしていくべきだと思っておりますけれども、これの説明の実態だけお聞かせください。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 先ほども答弁いたしましたけれども、一般的に職員の処遇につきましては労使協議事項ということで、この場で議論することは性質になじまないということで、これからこの辺は合意形成に向けて進むような話になりますので、現段階ではそれについては答弁を差し控えたいと思います。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 差し控えてしまうの、ちょっとお話のしようがなかったのですけれども、今こういう貸付制度を利用されている看護師を目指している方々に苦勞がかからないことを願いつつ、次の質問へ移りたいと思います。

結果だけ見たら大変なことになっていますが……

(「簡潔をお願いします」と言う声あり)

○福井議員 簡潔にやります。私の持ち時間を使わせてもらっています。かなり簡潔です。これまで議員になってからの調査と質問に対する答弁から見ると、市立病院は苦境に直面しながらも、とても効率的な運営をしていたと認識しています。その上で伺います。

地方公営企業法によると、公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収支のみをもって充てるのが客観的に困難であると認められる経費については一般会計等において負担するものとされ、今般の危機的状況は人員不足や患者減少、資材高騰が主な原因であることから、

まさに上記の要件に合致するように思われます。仮に満額繰入れをしてもなお不足する場合、どのような対応をするのかをお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院が繰り出し基準どおり満額繰り入れても状況により不足する場合にどのような対応を取るかについてのご質問ですが、当市はかねてより財政的にも非常に厳しい自治体であったことから、市立病院は一般会計の繰出金について本来の基準を下回る繰出金にならざるを得ない状況を理解した上で、その不足分を医業収益で賄ってきた経過がございます。福井議員ご指摘のとおり、病院を取り巻く状況は全国的にも極めて厳しいものがありますが、同時に市全体の財政も厳しい状況にあることは理解しておりますので、まずは市立病院として取組を着実に進めていくことで、可能な限りの財政収支均衡に努めてまいりたいと考えていますことをご理解ください。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 これは、私の質問がたればでお伺いしているから、お答えしづらいのかもしれませんが、病院の方策の中には資金繰り支援企業債で方策全体の約半分に当たる10億8,000万円ほど借入して何とかするとありますが、仮に病床削減補助金410万円のときに、たしか、ちょっと一言一句そうではないでしょうけれども、3億円もらえるはずがはしごを外されたといった感じで市長もおっしゃっていたと思うのですけれども、同様に支援が全国から殺到し、満足に受けられないなどの事態を私は懸念しております。常任委員会の報告において、支援企業債が取ればという報告を受けています。ゆえに、私はそれが取れなければ次善の策があるのかを伺っているので、あればお答えください。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 再質問について答弁いたします。

病院事業債が借りられなくなった場合とか、そういうことも想定してということですが、基本的に病院事業債については、まだ借入れは令和8年度を予定していますので、これからはなりませんけれども、事前に国とも調整して、借入る方向で当然動いてまいります。仮にそれでも難しくなれば、当然一時借入れを起こすなり、そういう対応が出てくるかなと思いますが、現在は病院事業債をきちんと計画どおり借りるということで進めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 再々質問で、借入れ、よく分かりました。それでも足りない場合は、これは仮に、市長、大きな事業をまた一旦停止させるというような可能性とかはあり得るのでしょうか。

(「すみません。通告外なんで、取り消します」という声あり)

○議長 長 福井議員。

○福井議員 大変失礼しました。通告外と気づきましたので、次の質問に移ります。市立病院は従来一般会計繰入金の法定満額に比べて3億円少ない繰入額で運営に当たってきており、法定満額の繰入金措置に対し、市立病院は今後法定外の繰入れは行わないものとする決意を表明しました。より確実な収支均衡を実現させるためには法定内にこだわる必要はないかと思いますが、見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 一般会計からの繰入額を法定内にこだわる必要はないのではないかとということについてのご質問ですが、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、当院を取り巻く状況は極めて厳しいものがありますが、同時に市の財政も厳しい状況にあるということは十分理解しておりますので、まずは市立病院としての取組を着実に進めていき、可能な限りの財政収支均衡に努めてまいりたいと考えていますことを改めてご理解願います。

○福井議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして福井議員の質問を終了いたします。

この辺で昼食休憩に入りたいと思います。再開を午後1時からといたします。それでは、休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時56分

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

改めてお願い申し上げます。質問につきましては、要旨を簡潔に質問するようにお願い申し上げます。

それでは、堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議員 それでは、質問させていただきます。公明党の堀重雄です。

## ◎1、保健福祉行政

### 1、身寄りのない高齢者に対する支援について

保健福祉行政について伺います。身寄りのない高齢者に対する支援について伺いますが、入院等の際の身元保証や死亡後の手続などに不安を抱える身寄りのない高齢者は多く、身元保証などのサービスを提供する民間業者は料金が高額であるため、経済的理由から利用したくてもできない市民も数多くいます。不安を抱える身寄りのない高齢者に対し市としてどのような支援ができるのか、見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 全国では高齢単身世帯等の増加が見込まれる中、厚生労働省の地域共生社会の在り方検討会議におきまして、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方として、介護、障がい、生活困窮等の各領域で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置ではなく、既存の支援体制の枠組みにおいて相談を受け止め、関係機関の協働、連携の中で相談支援機能を強化していくべきとの方向性が示されており、課題等の整理が行われているところであります。滝川市においては、既に介護、障がい、生活困窮等の各領域において支援体制の枠組みがあります。各相談窓口においてその相談内容を受け止めまして、連携した相談支援を現在も行ってあります。なお、身元保証などのサービス利用に係る費用負担軽減のための補助等については、今

のところございません。今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 新聞報道も含めて、来年の通常国会ではこの問題が恐らく決定されるであろうというふうに報道されております。そういう点から考えると、国の補助がはっきりした段階で、本市としても生活の金額状況に応じて相談を受けるということになりますけれども、現状は本当に不安がつている人たちは相談されても具体的な支援内容を示すというのは難しいのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 国のほうでどのような制度設計がなされるかということについては、注視してまいりたいと思っておりますし、ただ現状モデル事業的なことが行われているのは事実でありまして、1つは包括的な相談、調整の窓口の整備、それからもう一つは総合的な支援パッケージを提供する取組というようなことがそれぞれ行われているようです。ただ、これを見ますと都市部に限られたことであるというような状況でありますので、地域、地域によって特性があると思うのです。だから、それに対して対応できるというのは、やっぱり地域の資源を活用したやり方というのがあるのだろうなというふうに考えております。現状具体的にそういう困り感と申しますか、お持ちの方がいらっしゃるならば、ご高齢の方であれば地域包括支援センター等、障がい、それぞれ生活困窮、例えば生活保護の窓口であるとか、それぞれの窓口がありますけれども、それに限らず、福祉部と申しますか、福祉の窓口、どこでも結構ですから、なかなか相談しづらいということもあるかもしれませんけれども、ご相談いただかないことには対応策を検討することもできませんので、今の状況でいえばそれぞれの窓口は出来上がっていますよと、先ほどお話ししたように。連携の体制も取れていますので、ぜひ相談いただきたいということで、もし議員の近くにもそういった方がいらっしゃれば、そのような助言をしていただくと大変助かります。

○堀 議 員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

藤田議員の発言を許します。藤田議員。

○藤田議員 市民ネットワークの藤田でございます。議長から発言の許可を受けましたので、通告に従い、質問させていただきます。

## ◎1、行政運営

### 1、財政シミュレーションについて

行政運営、財政シミュレーションについてお伺いいたします。昨年年第4回定例会において、財政シミュレーションは検討中のため提示が遅れているとの答弁をいただいてから半年以上が経過いたしました。しかしながら、いまだに市民、議会に対して財政シミュレーションが示されておられません。他の自治体を見ますと、不確実性があっても暫定的な財政見通しを公表しており、本市の透明性確保が課題となっていると考えます。全国の自治体も同様の不確実性の下で暫定的な財政シミュレーションを公表している中、本市が公表できない具体的な理由は何かお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 財政シミュレーションに関するご質問に答弁させていただきます。

滝川駅周辺地区再生整備事業を進めるに当たりお示しをしております財政シミュレーションにつきましては、駅周辺整備事業を実施するに当たり、滝川市公共施設個別施設計画で計画する施設整備事業などを含めて、市民の皆様及び議員の皆様に事業の実施についてご理解いただくための判断材料として市全体の将来的な財政見通しをお示しするものであるとご説明をしてきました。昨年度滝川駅周辺地区再生整備事業の実施に向けて財政シミュレーションを提示するべく作業をしておりましたが、ご承知のとおり、本年2月18日の総務文教常任委員会でご説明させていただいたように、市立病院の経営状況の悪化に伴い、その時点で財政シミュレーションについてお示しすることができなくなり、基本計画に基づく滝川駅周辺地区再生整備事業を一旦停止としたところがあります。ご承知のとおり、財政見通しについては予測できない状況になったということが公表できない具体的な理由となります。現時点では、経営改善に向けた取組について策定をしました市立病院の経営状況を見定める必要があることなどから、シミュレーションをお示しする段階ではないというふうに判断しているところですので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 ただいまの答弁では、駅前再整備の問題、そして病院の経営の問題で見通しが立てにくいとの理由で提出できないとの答弁がありました。しかし、全国の自治体を見ますと、そういった病院の統合や再編など不確実性を抱えている中でも、暫定的な財政見通しを公表している自治体は幾つもあります。なぜ本市だけがそういった不確実性を理由に提出できないのか、もう少し具体的に答弁をお願いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 他の自治体の事例、今ご質問の中にありましたこういったタイミング、こういった事業を進める際なのか、こういったタイミングなのかということは、ちょっとそれぞれのまちのご判断かというふうに思いますので、その辺はよく分かりませんが、先ほどご答弁させていただいたとおり、大きな事業、大きな投資を伴う事業を進めるに当たり将来的な財政見通しをお示しして、皆様にご判断をいただくということは必要なことだというふうに考えておりますが、現時点では不確実、不確定なところが多い、財政見通しについて予測できる状況ではないということから、財政シミュレーションをお示しすることができなくなったということでもあります。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 似たような答弁だったんですけども、ちょっと角度を変えて再質問させていただきます。市長は、2月の新年度予算の記者発表で市民生活を守るためのやむを得ない決断ということで駅前停止の件で発言されておりました。しかし、その判断根拠となる財政状況や将来見通しを半年以上示していないことは、市民の知る権利を考えていないのではないかと考えますが、お伺いいたします。

○議長 長 藤田議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの藤田議員のご質問でございますが、私といたしましては、経営健全化比率

等々、様々な数字をこのたびの議会にご提示をさせていただきました。そのような経営状況を市民の皆様にお知らせしていることで経営状態をご理解いただいているというふうに思っております。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 市長の今の答弁だと、財政健全化比率とかの話だったのかなと思うのですけれども、それは多分今までの過去とか現在の話だと思うのです。財政シミュレーションは未来、今後の5年、10年先を提示する指標だと思うので、その指標は必要なのではないかと思うのですけれども、今の市長の答弁ですとちょっと僕としては理解、納得できない部分がありましたので、もう少し具体的に答弁をお願いします。

○議長 長 再々質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 未来へというお話ですけれども、未来の予測がなかなかできない中で今現在お示しして、市民の皆様には滝川市の経営は今健全化を成し遂げ、その後今病院等で苦勞していますけれども、何とか経営はしておりますよということをご説明申し上げております。そういう意味では、藤田議員と私の認識の違いというふうにご理解をいただきたいと思えます。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 北海道新聞の記事を一部抜粋して質問したいのですけれども、5月11日の記事で専門家の見識がありまして、たとえ財政問題の見通しが困難であったとしても情報を市民と共有し、どのように検討を進めるかを説明して、信頼関係を築くべきと指摘しています。市長の市民生活を守るという理念と専門家の提言を踏まえ、現状の対応は適切だと市長は考えていますか。

○議長 長 藤田議員の再々々質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、いろいろと考え方がありますが、何度も申し上げているとおり、私はそのような形でお示ししていることによって十分市民の皆さんにご理解いただいていると思っておりますし、いざ、例えば、駅前事業を再開するときには必ずそのような財政シミュレーションをお見せして、このような数字の下判断しましたということで市民の皆さんと対話をしながら事業再開、議会の皆様にご理解いただきながら再開をしたいというふうに思っておりますが、今数字が不確定な状況で、それを始める段階ではないという認識でございます。市民をないがしろにしているわけでもございませんし、隠蔽しているわけでもございません。ただ、今はそのタイミングでないという認識でご理解をいただきたいと思えます。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 それでは、次の質問に移ります。市は昨年12月に、中期財政フレームを作成していると答弁されております。完全なシミュレーションの公表が困難であるとしても、その概要や基本的な方向性について市民や議会に公開することは可能と考えますが、市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 先ほど答弁させていただきましたとおり、現在市立病院の今後の経営状況を見定めているところであり、制約などによるものではなく、不確定要素が多い現段階でお示しするのは適切ではないというふうに考えているところです。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 これは、過去の質問とかを調べさせていただいたのですけれども、2014年の一般質問で荒木議員から、11月28日に総務文教常任委員会で提出された中期財政フレームについての質問があったのを私は拝見したことがあります。ということは、過去には中期財政フレームを提示していたのではないかと思うのですけれども、その当ても財政状況は厳しかったのではないかと私は思います。それを理由に今回出せないというのは、どういった理由なのかなというのを伺いたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 当時中期財政フレームについてのご質問があったというご指摘ですが、中期財政フレームにつきましては、毎年の新年度予算編成に向けて経常経費や政策予算にどの程度の財源が必要か、こういったことの推計であります。予算協議のための内部の資料ということで、現在公表は考えておりません。当時の財政状況、今二千何年というふうにお聞きはしたのですけれども、今把握はしておりませんので、どういった経緯なのかはちょっと分かりませんが、これまで過去に例えば財政健全化計画を策定して、市民の皆様にご理解をいただいて、進めていくといったときの議論、議会の皆様にご議論いただく際には、中期財政フレームではないかと思いますが、そのときの財政状況をお示しをして、説明をして、ご協議をいただいたという経過はあるかというふうに思っております。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 では、次の質問に移ります。市民参加による合意形成を重視する観点から申し上げれば、完璧な予測ではなく、複数のシナリオを設定した上で、この条件下ではこのような財政状況になるという形での情報提示でも十分な意義があると私は考えます。例えば楽観的、標準的、悲観的なケースや主要事業の実施時期を変更した場合の影響など、条件を明示した複数パターンでの財政見通しを示すことについて市のお考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 提示方法についてのご質問ですが、これも先ほど答弁させていただいたとおり、財政シミュレーションにつきましては滝川駅周辺地区再生整備事業、これを実施するに当たり、その他大型の事業などの財政需要を踏まえた一定の前提条件を置いたその時点での財政見通しをお示しするというものですので、現状ではご提案いただいた複数パターンでの提示というような方法は考えておりません。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 再質問させていただきます。滝川市の総合計画の将来像には、心が育ち、人を紡ぐ、いつまでも住み続けたいちよūdい田舎とあります。その中での紡ぐという言葉は、行政と市民が対話を重ね、共に未来を築くことだと思っています。そういった姿勢ではなく、行政が市民に歩み寄る、そういう姿勢が必要なのではないかと考えますが、市の考えを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 議員ご指摘のとおり、そういった姿勢というのは大変大切なことだというふうに思っております。

○議 長 藤田議員。

○藤田議員 大切とのことであれば、財政シミュレーションなど、中期財政計画など出せるのではないかなと思うのですけれども、どうですか。大切なのですよね。

○議 長 藤田議員、もう少し大きな声をお願いします。

○藤田議員 すみません。小さい声でした。今大切との答弁をいただいたと思いますけれども、そういった姿勢なのであれば、財政シミュレーションであったり、中期財政計画は提示できるのではないかと考えますが、伺います。

○議 長 再々質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 大切な姿勢であるがこそ事業を進めるに当たっては、一定条件を置いた形になりますけれども、財政シミュレーションをお示しした上で、皆様にご議論いただいた上で、事業を進めていくというふうなことを想定しているところです。現時点で財政シミュレーションを提示できていないということだけをもって市民に対して不誠実ではないかというようなことは、不適切だというふうには考えてはおりません。

○議 長 藤田議員。

○藤田議員 それでは、次の質問に移ります。現在駅周辺整備事業は一旦停止したものの、公共施設の更新事業など将来の財政負担を伴う重要な事業は検討されております。財政シミュレーションが提示されていない現状において、これらの事業の財政への中長期的影響を市民が判断できないまま事業を計画、推進することは説明責任と市民の理解という観点から適切と考えるか、市の考えをお伺いします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 すみません。先ほどの答弁と重なってしまうかと思いますが、ご質問にもあるとおり、大きな財政負担を伴う事業の実施に際しましては、適切な時期に一定程度の前提条件を置いたその時点での財政シミュレーションを議会にお示しをした上で施策の実施の可否についてご判断を仰ぎたいというふうに考えておりますので、不適切な対応というふうには考えてはおりません。

○藤田議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして藤田議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 市民ネットワークの関藤でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

## ◎1、市長の基本姿勢

- 1、駅周辺整備事業について
- 2、持続可能なまちづくりについて
- 3、官民連携事業について

まず初めに、市長の基本姿勢についてお尋ねいたします。1点目は、駅周辺整備事業についてでございます。今ほど藤田議員のほうから財政シミュレーションの話も出てまいりましたが、私は駅

周辺整備に対しては慎重に進めていくべきだという考えを持っております。そういった意味で、その進め方や、またその事業内容が将来を見据えた内容になっているのかなど、具体的な内容が示されているのかということを考えております。そういった中で、先日総務文教常任委員会では事業の再開、または政策の見直しなどが検討されているという報告を受けております。そういった意味で、今年2月、一旦停止の判断をされた駅周辺整備事業でございますが、事業の再開、またはあるいは政策転換など今後の展開をどのように進められようとしているのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ご質問いただきました滝川駅周辺地区再生整備事業につきましては、本年第2回滝川市議会定例会、前回の定例会での答弁と同様になりますけれども、令和9年度を目標として、できるだけ早期に事業を再開したいと考えております。再開に向けましては、市全体の財政見直しを含め様々な可能性を検討してまいりたいと考えておりますが、現時点ではまだ今後の展開についてお示しできる段階ではございませんことをご理解お願いいたします。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 ただいまのご答弁で令和9年度を目指してというご答弁でしたが、事業をこのまま続けて、再開をしていくということで考えておられるのか。または、報告の中では、先ほど申し上げましたように、政策転換などという文言も説明の中に入っております。この政策転換というのは、一度白紙に戻すということで捉えていいのでしょうか。または、そうではなく、違う考え方があるのか、1点。

もう一点は、どちらにせよ令和9年度を目指すと言っておりますが、この事業を進めるに当たって、時間がたてばたつほど事業費、さらに旧スマイルビルの解体費がどんどん、どんどん高騰していくわけです。私は、できればスマイルビル単独で先に解体したほうがいいのではないかと考えておりますけれども、補助金の問題もあろうかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 今の関藤議員のご質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、政策転換でございますけれども、そのようなことは検討はしておりません。今止めてあるだけでございますので。そういう意味では、ぜひこのまま最初考えました駅周辺整備事業、そのとおり進めていきたいという考え方は維持しております。しかしながら、今お話があったとおり、まず解体だけでもというのは、それはご提案だと思っておりますけれども、私もそのように考えるところでございます。まず、事業を進めるためにもあそこを壊さなければ次は何もいかないわけですから、それだけでも何とかならないかなということを考えております。今後の財政見直しを十分に見極める必要もありながらも、旧スマイルビルの老朽化は、先般看板等を撤去しましたがけれども、やはり非常に不安でございます。また、事業の延期によって解体等のコストの増大、おっしゃるとおりだというふうに私も思っている次第でございます。そういうことから、財政運営上からも最大限回避すべき問題であるというふうに思っております。そのことを考えまして、一旦停止後も4月からは積極的に国の省庁等に何度も出向いて、地方都市におきます駅前を中心にした市街地再生の必要性をお願いし、解体だけの補助というのはないのです。ですから、それに近いものを何とかいただ

けないものかという願いを繰り返しておりますし、先行する解体工事に対する財政支援策、どのようなものがあるかというご相談と願いを積極的に今行っているところでございます。まだその答えはできておりませんが、この後にいろいろとそのようないいお返事がいただけるならば、今後議会にご提案をしていくということになるのかなというふうに思っております。また、事業を一旦停止しながらもアスベスト調査に対する補正予算、可決をいただきました。繰り返しになりますけれども、解体費用の算定作業など、これも十分一緒に進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、そういうのも同時進行で進めながら考えていきたいと、検討していきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今の市長のご答弁である程度は理解いたしました。ただ、総務文教常任委員会で報告されたこの内容を見ると、政策転換に備えた管理ということが書かれているのですが、この政策転換というのはないということですね。今の事業のまんま進めていくことを検討しているということでは理解してよろしいですね。

○議長 長 再々質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 今後様々な財政事情によってそのような政策的なものを考えなければいけないことはあるかと思いますが、現時点では政策転換は私の中ではないということではございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。持続可能なまちづくりについてお尋ねいたします。この内容につきましては、前回柴田議員のほうからも質問されたわけですが、私もこの柴田議員の質問には賛同するものとして、今後人口減少対策として、当時、前回柴田議員への答弁の中では地域産業の育成、また特色ある教育の推進、定住、移住の促進などが挙げられておりました。しかし、私はその答弁を聞いていて、では具体的に内容としてどういった活動をし、どういった対策が行われているのかということがよく見えなかった。多分柴田議員も具体的な内容を聞き取ったのではないかと思うのですが、その点について具体的にどのような活動と対策が行われているのかお尋ねいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部長 持続可能なまちづくりについてのご質問をいただきました。人口減少の緩和を目指す取組といたしまして主なものを挙げますと、まず地域産業の育成につきましては奨学金返済支援事業や合同企業説明会の開催など、市内企業への就職に向けた取組を、また成長産業集積促進助成事業や企業立地促進助成事業といった本市への企業進出や設備導入など、企業支援の取組を行っております。

次に、特色ある教育の推進につきましては、探究型人材の育成をテーマに掲げたたきかわっ子ワクワクまなびプログラム事業として、市立図書館でのキャリア教育の取組やこども科学館ミラーボでのSTEAM教育の取組を始めているところでございます。また、國學院大學北海道短期大学部が本市と連携して展開するオープンカレッジや子育てサロン、学生の地域活動などは、市民の主体的学びを支え、地域で活躍する人材を育成、輩出する特徴的な取組であると認識しております。

それから、定住、移住の促進につきましては、限られた財源の中での取組ではありますが、子育て世帯の住まいや生活を支える各種助成制度のほかに、今年開設をいたしましたふれ愛の里の休憩スペース、やすみんは子育てするお母様方へリフレッシュする空間と時間を提供する新たな試みとして取り組んでいるところでございます。

以上、主な取組を申し上げましたが、生活をするための仕事を支えること、そして子育てするための環境を整えること。子供をはじめ市民の皆様が主体的に学び、成長できる教育を提供すること、これらに着実に取り組むことが人口減少緩和への対策と考えて、進めているところでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 様々な取組をされていることは承知いたしました。ただ、それぞれの施策というのは滝川市に住んでいる方々に対する施策であって、やはり人口減については外から呼び込む、こういった考えを持って進んでいかなければならないのではないかなと思うのですが、その方法としては今答弁にもありました企業誘致、また移住の促進、または外国人の積極的な受入れなどが考えられるのではないかと思います。そういった意味で、本市のPRというのはどのようにされているのか。先日所管のほうからちょうどいい田舎への企業進出ガイドという、こういったパンフレットを見せていただきました。こういった立派なパンフレットが作られているわけですが、このパンフレットをもう一步踏み込んで、ちょうどいい田舎への企業進出、または移住の促進ガイドという具合に名前を変えて、中身をもう一度見直して、さらにこれをどのようなところで活用され、PRされているのかお尋ねいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○総務部長 まず、企業誘致に対する認識の件でございますけれども、雇用者所得のもととなります企業の生産活動を外部から呼び込んでくることにつきましては、市内の既存企業の発展に加えまして、一つの方法論であるというふうに考えておりますし、特に成長性の高い企業を呼び込んでくることによりまして働く世代、生産年齢人口を定着させる要因になり得るものと考えております。その上で、市におきましては地域未来投資促進法に基づき策定しております滝川市基本計画におきまして、地域特性を生かし、高い付加価値を創出すると見込まれます航空宇宙関連分野、物流関連分野等を位置づけをしております、これらの分野において重点的に企業誘致を推進していくこととしております。中でも現在航空宇宙関連産業をはじめとした成長、発展が期待される産業の集積を図るべく取組を推進することとしておりまして、スカイワーケーション事業におきます企業の発掘、招致に取り組みながら、先ほど答弁させていただきました2つの助成事業を組み合わせ誘致活動を行っているところであります。その際に今ご質問のありました企業進出ガイドをどのように活用しているかという点でございますけれども、これにつきましては随時紙でお配りする場合とメールを活用する場合がありますけれども、この一、二か月というところで捉えますと、道外企業、直近ですと3社から4社、直接このパンフレットを活用させていただきましたのと、移住、定住ということではありますが、産業振興の分野だけではありませんけれども、従業員として滝川市に定着いただけるようになりますと、ある意味仕事をしながらの移住、定住ということになりますので、

そういった観点も備えながらどのようにこのパンフレット、あるいはメール等でPRしていけるかということについては、例えば災害が非常に少ないまちであるということもこのパンフの中でうたっておりますけれども、様々な形で活用してまいりたいと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 このパンフレットにつきましては、私もできるだけ協力をさせていただきたいと思えます。

それではまた、次の2点目でございます。同じような内容の質問になろうかと思いますが、このまま人口減少が続いていくと市政運営に様々な影響を及ぼし、住民サービスの低下を招くことが想定されます。稼ぐ自治体の発想についてお尋ねいたします。市と民間との協働で新たな収益を目的とした事業、様々なことがこれは考えられます。私も後でご提案もさせていただこうと思いますが、この稼ぐ自治体、市と民間企業で収益を目的とした事業に対するお考えについてお尋ねいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 市と民間との協働についてのご質問ですけれども、ふるさと納税による市内企業との連携や企業版ふるさと納税によって市外企業から滝川市を応援いただく取組を着実に進めてまいりますとともに、市内の進出企業を応援する制度も整備しておりますことから、そういった中で効果的な事業が生まれるよう引き続き可能性を検討してまいりたいと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ただいまふるさと納税ということを中心にご答弁いただいたわけですが、稼ぐ自治体ということで、新たな事業に取り組もうとすると、どうしても財源が問題になってまいります。そういった意味で、私もいろいろな自治体を勉強させていただいて、いろいろ調査もさせていただきました。そうすると、やはり市、町独自の考え方もって様々なことに取り組んでいる事業がございます。例えば本市においても遊休施設、これを活用して、貸し付ける、または売る、またサテライトオフィスの誘致なども考えられます。そこで、サテライトオフィスということで、これはここで具体的にお話するつもりはございませんが、私の今の段階で調べると、北海道内で自治体になると15か16の自治体で、数にすると110ほどのサテライトオフィスが設置というか、誘致されているようです。それは、多分遊休施設を活用してということになろうかと思えます。また、先般テレビでも放映されて、皆さんも見た方もおられるかもしれませんが、中標津町の企業誘致、これは私が専門とする外国人の誘致でございます。ある学校がそこに入り込んできた、誘致したことによって約110名の外国人が入ってきておられる。これは、日本語学校と併せてITの学校を設立しております。私は、直接行くにはあまりにも遠いので、直接向こうの担当部署の方にお話を聞きました。どうでしたかと言うと人口2万ちょっとの町で110名ほど増えると、一番大きく変わったのは町のイベントごと、町が活気づいてきた、もう一つは消費量が莫大に増えたというようなことでございます。そういった意味で、本市独自の稼ぐ自治体として何か方策というのは考えられないものかお尋ねいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 今再質問にお答えをさせていただきます。

今再質問の中で遊休資産、遊休施設の活用、それを例えばサテライトオフィスというような形ということで、道内でも多くの自治体が取り組まれているということをお聞きいたしました。それと、中標津町のほうでそういった外国人向けの日本語学校という形でしょうか、ITの関係ということでしょうか、直接議員のほうでご確認をされて、中身を伺っているというお話をお聞きしまして、先ほどの質問、質疑の中で今住んでいる人だけではなくて、来てもらうために。滝川市の人口を増やすためにということで、今の再質問もお聞きしたところでございますので、今お聞きした内容ももう少し詳しく教えていただいたりしまして、勉強して、市の施策として取り組めるものがないかについて検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。官民連携事業についてお尋ねいたします。市長は、2023年度に株式会社官民連携事業研究所との間で官民連携促進に関するパートナーシップ協定というのを締結しております。この協定の目的と本市にとって今までどのようなメリットと成果が上がってきているのかお尋ねいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 2023年8月に株式会社官民連携事業研究所との間でこの協定の締結に至った経緯といたしましては、相手方が開始した様々な企業の商品を寄贈という形で地域貢献を行う官民連携寄贈プラットフォームの仕組みにおいて、市は主に子育てなど保健、福祉に関する事項で官民連携を進めたいと考えたものでございます。これまでの成果につきましては、この協定締結後、乳幼児用の箸や乳幼児用除菌スプレーなどの物品の提供を受けてきたほか、令和6年度には相手方にご紹介をいただいた企業による夜泣きや寝かしつけに悩んでいる保護者を対象とした夜泣き解消に関する実証実験を滝川市で行いまして、保護者がトレーニング方法を学んだり、一部には夜泣きが解消したという成果が得られております。現在も市のニーズに関する助言や連携企業探しなどの協力をいただいているところでございます。市にとってのメリットということでございますけれども、このように民の有する優れたサービスを民間の資金で受けられたこととなりますけれども、今後も官民双方にとって大きな成果が得られるよう着実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 経緯と今までの成果をご答弁いただきましたが、この官民連携事業というのはなかなか複雑な、複雑というか、なかなか難しい。行政にとって、自治体にとって、そして企業にとってもメリットがないと、なかなかうまく進んでいかないと。私もいろいろな自治体のところに、この協定を結んでいるところにお尋ねをしました。そうすると、基本的にこの協定というのは地方自治体や企業が相互に協力して、特定の課題解決、そしてまた地域活性化を目的として結ぶ協定、これを前提として、そして今メリットもお話しいただきましたが、逆にデメリットもあるようでございます。その一つとして、地方自治体と企業との間で意識、考え方のずれが生じた場合、また企業側の負担が大きくなってきた場合、これはなかなか前に進んでいかないと。そういった意味で、この協定の目的や役割を明確にして、双方にとってこれが持続可能な仕組みとなるよう

にこの協定を結んだ後に組織づくりを構築していくべきですよという助言をいただいております。本市においては、もう2年経過しております。そういった意味で、こういった内容についての構築はされてきたのかお尋ねいたします。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 再質問いただきましたけれども、ちょっと全体のことということで捉えさせていただきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

ご指摘いただきましたとおり、官と民のほうで双方にメリットのある、持続性のある事業の構築が必要であるというふうを考えておりますので、今後も、いろんな連携の仕方があると思いますけれども、どの連携においても民間の方々との対話をしっかり行いながら、企業側の負担が大きくなるですとか、そういったデメリットの部分が生じないような仕組みとか役割分担とか、そういったものを頭に入れて協定を結び、そしてそれが続くような形というのを考えていきたいと思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 せっかく結んだ協定ですので、継続的に進めていただきたいと思っております。

## ◎2、産業振興行政

### 1、事業所の実態把握調査について

それでは、次の質問に移らせていただきます。産業振興行政についてお尋ねいたします。事業所の実態把握調査についてお尋ねいたします。市内中小企業の活性化につながる効果的な支援施策を構築することを目的として、今年の8月1日から8月末までにアンケート用紙というのが各事業所に配付され、本調査が行われたようです。今行政としては事業者への支援策としてどのようなことを検討されているのかお尋ねいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 事業所実態把握調査についてのご質問ですが、本調査の実施主体は滝川市産業活性化協議会でありますことから、滝川市は協議会の構成団体、あるいは事務局を担う立場であることを前提としまして答弁させていただきます。

事業所実態把握調査は、市内事業所の経営環境や今後の事業展開、雇用情勢の現状や課題の把握、事業展開に応じた支援につなげることを目的に、市内約1,300事業所を対象に毎年実施しております。回答内容に基づきまして事業所の経営状況や傾向などを統計的に整理しておりますが、近年では特に事業承継への関心や費用負担の課題などを把握した上で、協議会が実施をします産業創造支援事業補助金に令和6年度から新たに事業承継に係る事業を対象項目に追加したほか、今年度から市が開始しました奨学金返済支援の制度設計の参考ともしたところがございます。今年度実施しました調査では、慢性的な人手不足が背景にある中で、雇用情勢の把握とともに、それに伴う生産性向上のための方策としまして、特に事業所でのDX化の取組を重点項目に据えまして調査を行ったところがございます。その調査結果を踏まえまして、例えば現在国や北海道においてもDX化に向けた補助制度が創設されておりますが、その制度で該当にならないような設備導入などに対する支援制度の検討や意識醸成に向けた方策の検討など、各機関の支援制度と重複しない形で協議

会が担う役割について見極めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 事業所支援ということです。多分去年も実施されているのでしょうか、これは。決算審査特別委員会のときにうちの会派の人間が聞いたかと思うのですが、対象が約1,330社ほどで、回答数が二百数社、あまり意味をなしていないのかなと。今年度は何社にこれを出して、何社の回答があったのか。

そしてまた、このアンケートの内容、質問、アンケート用紙、私は持っていますけれども、この内容で十分に事業所の内容を把握することができるのか。私は全く不十分というか、できないと思います、このアンケートだけでは。それで、一つのご提案としてですが、事業所への支援を本当に考えていただけるのであれば、市の職員が半年かけてでもいいです。事業所回りを1日2件、3件するだけで半年で600、700という事業所回りができます。生の声を聞いて、行政の中でそれを共有して、どういう支援策があるのかということを検討していくと、そのぐらいのことをやってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 今年度のアンケート調査でありますけれども、対象1,321件に対しまして回答数195件、回収率でいきますと14.7パーセントということでございます。そういった結果となっておりますので、より調査の信頼度を高めるために回答率を上げる努力、これについてはおっしゃるとおり必要だというふうに感じておりますが、統計学上でいいますと、今回の全対象数に対します回収サンプル数は一定程度信頼性のある結果が得られる水準であるというふうに解されておりまして、市内事業所の全体像を把握する上ではまず有用なデータであるというふうに捉えております。しかしながら、より政策を具現化する上では、議員のおっしゃるとおり、アンケート調査だけでは補完できないというふうに考えておりますので、ヒアリングも重要であるというふうに捉えております。これまでも決して十分ということでありませんが、建設業、介護事業所、宿泊業など個別に訪問をしたり、来ていただいたときに聞き取りを行ったり、あるいは相談業務を担っております商工会議所をはじめ、様々な形でそういった情報を収集している機関がありますので、そういったところからできるだけ情報収集するなどしまして、事業所が抱える課題、それからニーズ、そういったものを聞き取りを行いながらやっております。十分ではないというご指摘だと思いますので、今後引き続きそれらも拡充しながら丁寧な情報収集に努めて、政策形成に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

### ◎3、教育行政

1、教職員の研修について

2、給食費無償化について

それでは、次の質問に移らせていただきます。教育行政についてお尋ねいたします。1点目、

教職員の研修についてお尋ねいたします。今年度に入り、全国的に教職員の不祥事が相次いで起きております。本市における教職員に対する研修はどのように行われているのかお尋ねいたします。

また、研修の実施に当たっては、民間の研修機関を活用することも検討すべきと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 教職員の研修についてのご質問であります。教職員研修につきましては北海道教育委員会が実施をします研修として、初任段階研修、それから中堅教諭の研修、管理職研修など各段階に応じた研修がありまして、その中で服務規律、それからコンプライアンスに関する内容はもとより、それ以外にも多くのテーマを設定して、講義や事例研究が行われております。各学校では、道教委が出します通知ですとか、それから研修の資料がたくさんあるわけですが、これを活用しまして、年間を通じて計画的に研修を実施しております。服務規律はもとより、ハラスメントの防止、児童生徒理解、情報モラル教育などなど、本当に日常の職務と密接に関わりのある事案を取り上げまして、具体的な行動指針を確認する機会を設けているところでございます。教育委員会におきましても教育課題に沿った教職員研修というのを年間計画的に実施しておりまして、この中で民間も含めた外部の専門家を招聘した研修も実施をしてきているところでございます。議員ご指摘のとおり、民間の研修機関の皆様というのは、教育現場だけでは得にくい最新で、かつ専門的な知見などを取り入れる本当に大変有効な手段であると認識をしているところでございます。今後も教育関係機関と連携した研修に加えていきまして、民間の専門家による研修も取り入れつつ、より実効性の高い研修のほうを企画、実施してまいりたいと、そのように考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 教職員の研修については、道教委等々が主催する研修等々もあろうかと思いますが、どうしても、同じ穴のムジナという言い方は失礼かもしれませんが、同じような環境にいる方々が研修を行うのではなくて、民間の研修機関、社員研修を行っている会社、幾つもございます。私も利用したことがございますし、そういったところでお話を聞くと、そこではやはりコンプライアンスの民間的な発想の考え方、またハラスメントの考え方、またコミュニケーション能力の向上、そういったことも踏まえて、ぜひ民間の社員研修を行う企業の活用をどんどんすべきだと思っております。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 民間の機関の研修の活用ということでございますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、本当に学ぶ機会が多いところでありまして、今年度でありますと例えば今教育課題であります情報モラルの部分ですとか、それからインターネットも含む、SNSも含む部分ですとか、そういった部分で民間の講師に来ていただいて、教職員もそうですが、保護者も、それから児童生徒も本当に貴重な学びをいただいた、そんな研修会を実施しております。関藤議員にご指摘いただきましたように、これからは教育委員会といたしまして、研修の内容もそうですけれども、こういった講師がいいのかという部分で、やっぱりそういった民間の力というのも本当によく考えながら研修をいいものにしていく努力をしっかりとしていきたいと、そのように考えるところでござ

います。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、続きまして2番目、給食費の無償化についてお尋ねいたします。この給食費の無償化につきましては、一昨年、昨年と新政会のほうからも質問されておりますが、今回私も、ちょっとしつこいようでございますが、去年、今年と非常に多くのお母様方とお話をする機会がございまして、そのお母様方からいろいろ給食費について問われたものですから、再度ここで質問させていただきます。次年度より小学校給食費の無償化が国の方針として示されてきましたが、各自治体の給食費は一律ではございません。その上で、国が方針として全額負担をするのか、あるいは定額負担となり、不足した分は各自治体が負担しなければならないのか、国の方針はまだ示されていないのかお尋ねいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 小学校における給食費無償化につきましては、本年2月に自由民主党、公明党、日本維新の会において令和8年度の実現が合意形成され、6月13日に閣議決定にて令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現とされているところであります。しかしながら、その具体的な方針は一切公表されておらず、先月末頃に示されました国の来年度予算に係る概算要求においても予算額や制度の内容が示されない事項要求とされているところです。このように現時点において全く内容が見通せない状況ではありますが、給食費の無償化につきましては滝川市としても重要な検討課題の一つと捉えておりますので、今後におきましても引き続き情報の収集に努め、来年度における本市の給食施策の検討を進めてまいりたいと考えているところです。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 まだ示されていないということでございますので、これ以上質問しても仕方がございません。国の方針が示された場合は、速やかに総務文教常任委員会等でも報告をしていただきたいなと思います。

それでは、最後の質問となります。本市においては、物価高騰対策として給食費の一部を助成しておりますが、国が小学校の給食費全額負担ということに次年度よりなった場合、本市独自に中学校の給食費を無償化するということについてのお考えをお尋ねいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 中学校給食費の無償化についてのご質問についてお答えをいたします。

本市においては、子育て世帯の経済的支援を図るために令和5年度の給食費改定以降物価高騰に伴う給食費上昇分を公費負担とし、保護者負担の軽減に努めてきたところであります。さきのご質問で答弁させていただきましたように、国から小学校給食費の無償化について具体的な制度設計が示されていない現状におきましては、これまで行ってきた公費負担の部分の継続を含め、検討を進めることがなかなか難しい状況でございます。本年2月における自由民主党、公明党、日本維新の会の合意においては、令和8年度の小学校給食費の無償化の後にできるだけ速やかに中学校における無償化についても実現するとされておりますので、今後も中学校の給食費無償化を含め国の動向に注視し、来年度以降の本市給食費の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 どうしても財源というところに行き着いてしまうのかなと思います。中学校の給食費無償化については、先ほど申し上げましたが、何十人ものお母様方と話す機会が去年、今年非常にある場面で多くございまして、悲鳴が上がっているのが事実でございます。というのは、毎月のように何千品目というような物価高騰、お米の高騰、もう大変だと。小学校の給食費が無償化になるのはありがたいのだけれども、うちには中学生もいるのだよねというお言葉を聞き、ぜひそういう財源の捻出ができないのかなと。財源の捻出ができないにせよ、市長においては1期目の公約でもあったわけでございますので、市長の思いだけでもお母様方に届けたいと思いますので、ぜひ市長の思いだけでもご答弁を最後にお願いたします。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいま教育部長のほうからご答弁したとおり、給食費についてまだどうも不確定な要素といいますか、なかなか決まっていけないということを残念に思っております。私も1期目からそのような形で実現してほしいと。本来ならば市独自で行うべきでしょうけれども、なかなか厳しい財政状況の中、断念をしてみました。国のほうでやっていただけるなら、ぜひそれを望んでいるところでございますが、小学校までではなく、中学校まで同時に進んでいただけるように国に要望していきたいと思っておりますし、小学校だけで決まったときにではどうするかということにつきましては、その時点でまた検討させていただきたいと思っておりますが、物価高騰とか非常に生活が困窮されている皆さん方のお話を聞くにつけ、何とかそのようなことができるように考えてまいりたいと思っております。財政見通しが非常に定かでない中ではございますけれども、少しでも市民の皆さんに明るい気持ちになっていただけるような話題が提供できるように努力したいと思っておりますし、また中学校のみならず、保育所の給食の問題もございまして、それらを含めていろいろ考えなければいけないところはたくさんあるわけでございます。厳しい財政状況の中、どうなるか分かりませんが、まずは国の動向をしっかりと見極めながら判断してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○関藤議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 通告に従いまして、質問させていただきますが、冒頭、大変な厳しい状況の中、再建に向かって病院職員の皆様が一生懸命やられていることに敬意を表したいと思っておりますし、私も十二年市立病院に籍を置いた者として、人より思い入れが強いです。その上で、今回再建案に対する懸念事項をお伺いをしたいと思います。

#### ◎1、病院行政

- 1、病院事業債（経営改善推進事業）について
- 2、許可病床数の削減に伴う人員削減について
- 3、看護師修学資金貸付枠の設定について

- 4、今後の大規模改修について
- 5、一般会計からの繰入金について
- 6、法定外繰入に対する考え方について

まず、病院事業債（経営改善推進事業）についてですが、資金の、要するに全国の自治体病院の中で資金繰りが厳しいというところの手当てが目的の地方債であります。その地方債発行を令和8年度に向けて準備を進めるとのご説明をいただいております。大きな目的は、経営改善効果が出るまでの金融機関からの一時借入れを避ける、あるいはそうなった場合でも最小限にするための措置と考えてよろしいか伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 病院事業債についてのご質問でございますけれども、資金不足が生じている病院事業であって、経営改善実行計画を策定し、収支改善に取り組む公立病院に対して経営改善の効果額の範囲内で活用できる運転資金のための地方債が創設されて、令和7年度から令和9年度まで発行される運びとなりました。金融機関からの一時借入金については、1年以内に償還を行う必要がある流動負債と位置づけられます。これは、重要な経営指標の一つである資金不足比率の計算に含まれますけれども、企業債の借入れについては1年以上の償還となる長期債務となります。固定負債となりますので、これは資金不足比率の計算には含まれないという大きな違いがございます。当院としましては、金融機関からの一時借入金ではなくて、この病院事業債を活用することにより令和11年度に現金残高を残し、なおかつ支払い利息を極力抑えつつ、財政健全化法による20パーセント以上の資金不足比率を発生させない範囲内での借入れを検討しているところでございます。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 今ご答弁いただいたように、病院事業は企業なので、流動負債や流動資産というのが非常に重要だというのは理解しています。ただ、これは一般家庭に置き換えるというのは適切ではないと思うのですけれども、いわゆる簡単に言うと住宅ローンがあって、それが15年残っていますよと。それに加えて、生活資金が足りないの、さらに要するに借りるとい、いわゆる多重債務なのです。先ほどおっしゃられた指標については理解しますが、これは償還がこの事業債については15年ですので、ちょうど建物の償還と同時期に終わるか、若干、それぐらいの差なのです。つまり1年間に金利を入れて七、八千万円とかが増えるのだろうと思うのですけれども、これが重荷になってきませんか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 今議員がおっしゃられたとおりの状況でございます。当面は資金不足については回避する形になりますけれども、企業債の償還につきましては建物の償還を終えるタイミングと令和8年度に借入れをします資金繰り支援の企業債と償還、15年後に終わるタイミングがちょうどほぼ一緒になってしまうということになります。令和20年度から令和24年度には、先ほど申し上げた20パーセントを超えないようにと申し上げたところは超えてしまう形も想定をしているところでございます。そのため、このたび資金繰り支援企業債というのが新しく制度としてで

きましたけれども、願わくばもう一度その期間の中で借入れをするということも現段階では考えているところでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 次に行きます。2番目ですが、許可病床数の削減に伴う人員削減についてということで、病床数の削減による職員数の適正化は理解します。全体の10パーセント減を5年で達成するというふうにご説明を受けたような気がしますが、それをそういうことで見込まれているかということを確認させていただいた上で、さらに見込みより、そうならなかったと、それか逆に大量退職が起きてしまったと、そういう想定もしておくことは重要だと思うのですが、そのことをどうお考えか併せて伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 職員数の適正化についてご質問いただきました。現在は本来の許可病床である314床体制に戻すことを想定した職員数となっております。コロナ禍を経て、1日当たりの入院患者数が平成26年度と比較すると3割以上減少してございます。今後も患者数の確保が困難であると今般判断したことによりまして、令和8年度より199床に減じることとしておりますけれども、同時に職員数も199床の体制に見合った人数にしようとするものでございます。方法としましては、退職者の原則不補充により5年間で全体の10パーセントを縮小しようとする計画であります。各所属一律に減員するものではなく、算定上必要な職種は補充していきます。中途退職者が多い看護師についても、退職者の3分の2相当は計画的に補充していく予定であります。基本的には、看護部以外の職場は過去5年間の自然退職の実績数がほぼ10パーセントに見合う数でした。そのため、実績を踏まえて、退職者の不補充により5年間で10パーセント減という目安の方針として掲げてございます。今年5月に院内の各所属に行った調査におきましては、今後5年間で院内全体の職員数を減少させるということによる業務の影響について、各部とも横断的な調整は可能と見込んでおりますことから、現時点においては目標どおり職員数の適正化を図ることができるというふう判断をしているところでございます。なお、大量退職に対する懸念についてでございますけれども、職員の確保施策、そして離職防止施策などを並行して行いながらバランスを取り、大量退職につながらないように配意してまいります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点だけ再質問させていただきますが、私もまだ病院と一緒に仕事をしてきた仲間がたくさんいます。いろんな話を聞いたり、あるいはいろいろ再建の説明会をやられたりということのご苦労は聞いているのですが、私の印象ですが、大量退職になると本当に大変です。もう再建できなくなるので、そうならないために私は2点大事なのではないかなというふうに思って、その考えについて伺いますが、1点はきちっと情報を隠さずというか、職員にちゃんと伝えること、2つ目は特に医療職の方については急性期医療の最前線でやってきたというプライドがあるので、ここに対して説明なりお願いなりというときにやはり敬意を持つというか、持っておられると思うのですけれども、それが私はうまく伝わっていないという気がします。それについてどう思われるか伺います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 ただいま再質問をいただいた件ですけれども、情報をまず隠さず伝えるというところについては、7月29日に厚生常任委員会で報告する前日、先ほども柳事務部長のほうから申しあげましたけれども、職員全体に対する説明会を行いました。さらには、その説明会の様子は動画で撮っておいて、全職員が後から見れるようにという形で、さらに意見もそれに匿名で付していただくような形でやっております。伝わり切っていないといたら我々がやはり少し情報発信不足、あるいは先ほど急性期医療を担う医療職に対しての配慮が足りないということも甘んじて受け止めざるを得ないのですけれども、今後にはなりますけれども、そういった一つ一つの声に対して、総括的にはなろうかと思えますけれども、それを答弁をする形で院内の中で極力今回のことについては共有をして、一つの方針に向かって全職員が動いていくというような調整をしていきたいと考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、次に参ります。3番目、看護師修学資金貸付枠の設定について、これについては福井議員が質問されておりますので、それをしんしゃくした上で質問させていただきますが、これはもともと看護師不足への対応策として、長く市立病院に勤めていただくために始まったことだというふうに思いますが、その貸付枠を削減する方針が示されておりますが、絞り込みを行うのは病院として新規採用枠を削減するというふうに理解してよいのかを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 修学資金貸付枠の絞り込みについてのご質問でございますけれども、当院での勤務を希望する看護学生等に貸付けを行っております修学資金につきましては、職員数の適正化に伴いまして当面の間看護師についても職員採用数の見直しを図る必要がありますことから、荒木議員ご指摘のとおり、現行20人程度の貸付予算に対しまして十四、五人程度と貸付枠を設定しまして、絞り込みを行うこととさせていただく予定でございます。なお、現在修学資金貸付事業につきましては、滝川市立高等看護学院の学生が9割以上を占めているという状況でございます。ただ、当学院の学生数がここ2年は25人の定員を割り込んでおりまして、大体20人程度ということになってございます。そのうち例年の借入れを希望する学生が七、八割ということですから、既に十四、五人に絞り込んだ貸付枠が借入希望者数とほぼ符合するような状況にもなっております。いずれにいたしましても、学生が卒業する際の看護師の需要を見極めた上で貸付枠をその年度ごとに弾力的に判断してまいりたいと考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 年々減っているということなのですが、1つこの点でもしかしたら問題が起きるのではないかという懸念があるので、お伺いしますが、基本的にこの修学資金貸付枠というのは5年勤めたら、先ほど福井議員からありましたように、返済しなくていいよというインセンティブがついているのです。つまりこれは一種の契約なのです、簡単に言えば。そうすると、私が心配しているのは、絞り込むのはいいのですけれども、絞り込んでいく中で仮に希望しているがそれから外れる人がいるとします。借りれた人、借りれない人が混在した場合に、滝川市立病院の採用試験を混在

で受けたときに、要するに誰か落ちたときに貸付けを借りているか借りていないかが影響したのではないかということが懸念される。つまり採用試験の正当性が問われると私は思われるのですが、どのように説明されますか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 今回の再質問について、現在行っていることとしても修学資金を貸し付けていたからといって当院の採用に有利に運ぶということはありません。そこは、誤解ないように申し上げておきたいと思います。その上で、今現状の学生の状況を申し上げますと、全体の学生数が非常に減っております。これは高等看護学院だけの話ではなくて、大学全入時代と言われていました。この中で4年制大学志向というのが非常に学生の中でも強くなってきています。道内の高等看護学校全般に言えるのですが、定員確保が非常に難しくなっているという状況です。これは、恐らく今後はますますその傾向は顕著になっていくものというふうに思われます。今施策として修学資金貸付枠の7割ということで申し上げてきておりますけれども、これは7割も確保できない状況というのもしかしたら間近にある状況なのかなと思います。そういう意味では、修学資金貸付制度も生かしながら何とか学生数も確保していくと、このようなフェーズに入っているのかなというふうに理解をしているところでございます。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 ご説明で分かったのですが、自然に絞り込みになるというご説明だと思うのです。私はどうしてもこれは、親からしたら自分たちの子供の就職に関わることなので、とにかくそこでトラブルを起こす必要は全くないので、改めて伺いますが、今までの貸付枠はやめるか、100パーセント残すか、あるいは先ほど言ったインセンティブ自体をなくすか、これは3つのうち1つではないかなと思うのですけれども、検討の余地はありますか。私はトラブルになっていただきたくないのです、伺っています。

○議 長 再々質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 現在の公立病院が抱えている看護学校、自治体が設立している学校、病院の附属になっている学校、様々ですけれども、修学支援の貸付制度を持っていない学校はないです。強いて言えば、滝川市が令和元年度までは持っていなかったという状況です。そういう意味では、学生もある意味で争奪戦になってございます。修学資金貸付制度を導入した後は、大体8割ぐらい市立病院に入職していただいている。ただ、その前はやはり6割前後ぐらいだったのです。そう考えると、修学資金貸付制度が看護師確保に寄与しているというところは、非常に効果として大きかったというふうに思っております。そういう意味で、制度をやめるという考え方は現段階では持っておりません。100パーセントかゼロパーセントということでございますけれども、100パーセントということと、先ほど申し上げたとおり、学生数が減少している、借入れの希望者も合わせるとほぼ現段階で符合しているというぐらいの数字だと考えれば、100パーセントのようなものだというような現況だと思います。これを方策として掲げていたのはどうなのかということもあるかもしれませんが、これは自然として減少している現況からすると、今学生を選別するというフェーズではないというふうに思っています。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 次に入ります。今後の市立病院の大規模改修について伺いますが、私はこれについてはあまり知識がありません。ただ、費用面で大きいのは屋上防水、それから、免震構造の更新ではないのかなというふうに素人ながら思っています。それぞれ現時点での見積額と更新時期の目安をどのように考えておられるのか、これも将来財政に関わるので、伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 大規模改修の費用と更新時期ということでご質問いただきました。まず、屋上のアスファルト防水についてでございます。概算で申し上げますと、1平方メートル当たりの単価は大体1万5,000円程度というふうに思っております。市立病院の建築面積が6,867.68平方メートルでございますから、乗じますと約1億円と推定をできるかなと思います。アスファルト防水の耐用年数は、20年以上とされております。現状防水が切れたりしているということもございませんので、現段階では今後10年間での施工は考えておりません。また、免震装置についてですけれども、免震ゴムについては建物本体と同程度の耐用年数があると言われております。60年以上もつと言われておりますので、劣化の程度によりもしかしたら耐用年数までもたないということもあるかもしれませんが、基本的には今後45年以上はもつものと考えております。今後は年次ごとに点検を行いまして、劣化及び建物の水平変位でクリアランスを記録していきたいと考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 次に参ります。一般会計からの繰入金について伺います。現在の建物、新病院となった年度から起算して、本来繰入れされるべきであった金額と実際との差額は幾らになっているのかを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 繰入金に関してのご質問でございますけれども、総務省が地方公営企業における不採算経費などの基準を定め、各地方公共団体に通知している繰り出し基準のことを本来繰入れされるべき金額としてご回答申し上げますと、滝川市の場合は実際に一般会計から繰入れを受けた金額とはほとんどの年度において大きく乖離をしております。しかしながら、福井議員のご質問にもお答え申し上げましたとおり、市全体の財政も厳しい状況にあるということは十分理解をした上で、その不足分を医業収益で賄ってきたという経過がございますことをご理解いただきたいと思います。総務省が自治体からの報告を受けて公表している病院事業決算状況の表中において、各年度における各自治体病院の基準額と実繰入額を公表しておりますけれども、現在の建物となりました平成23年度から令和6年度までの14年間の累計で申し上げますと、繰り出し基準と実際に繰入れされた金額の不足分につきましては、49億5,461万8000円でございます。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 冒頭に私は市立病院にいたということをお断り申し上げます。今思い出しますと、在籍したのは30年前ぐらいからの十一、二年なのです。当時現在の病院長の4代前の院長でした。私の在籍期間に日々様々な打合せや会議等がある中で、当時繰入れは4億円という金額をよ

く耳にした覚えがあります。私はそれは分かりませんが、そういう立場にありませんでしたので。ただ、当時の院長を含めて将来どういうことになるか分からないし、建て替えもあるから、満度に繰り出してほしいということは再三話がありました。私は恐らく、これは根拠はありませんが、さっき起点を病院建て替え時からにしましたが、私が勤めていた頃というか、何らかの根拠に基づくと令和6年度までの30年間で私は200億円近いのではないのかなというふうに思っています。150億円から200億円。これは、本来は病院が正直言えば基金として積み立てられる可能性がある金額だというふうに思います。ただ、これは私の予測ですので、今令和6年以前、平成23年からをご回答いただいたのですが、私もあまり根拠のないことを基本的にこの場で言ってしまったので、12月の議会で再度起点を30年前にしてそれを伺いますので、そのことを積算することは可能でしょうか。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 当時の資料が残っていれば可能だとは思いますが、それは、ちょっと確認してみなければ分かりません。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、病院に資料が残っているかどうか聞いていません。財政課、財政サイドでそういうことは遡るのではないかなというふうに思うのですが、やってみないと分かりませんという答えではちょっと納得できないので、30年間遡るということを明言していただきたいというふうに思います。

○議長 長 再々質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 滝川市の場合は、独自算定の基準でこれまで繰入金を決めてきております。繰り出し基準と実繰入金について、繰り出し基準の額がもし分からないとなれば調べがつかないということでございますから、この辺りは財政のほうと確認をさせていただきたいと思っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、最後の6つ目に入ります。法定外繰入に対する考え方についてであります。経営改善に向けた取組を示されました。そこには、満額繰入れを継続するが、それ以上の繰入れは求めないと。ここでは行わないというふうに書いてしまっていますが、求めないとの方針が記載をされています。この方針はどなたがどのような権限で決められたのかをお伺いをします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 繰入金について、繰り出し基準以上の繰入れは行わないということに対してのご質問ですけれども、福井議員からのご質問にお答え申し上げたとおり、当初かねてより財政的に非常に厳しい自治体であったことから、市立病院は一般会計から本来の基準を下回る繰出金にならざるを得ない状況を理解した上で、その不足分を医業収益で賄ってきた経過がございます。当院を取り巻く状況は極めて厳しいものがございますけれども、同時に市の財政も厳しい状況にあるということは理解しておりますので、当院の副院長をトップとする経営改善検討会議において、まずは市立病院として取組を着実に進めていくことで可能な限りの財政収支均衡に努めていくということを決断しまして、その旨院長に報告の上で承認をいただき、市立病院としての取組として理

事者に報告し、公表していることをご理解願います。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、これにこだわる理由があります。では、お伺いしますが、そういう法定外の繰入れは行わないという気持ちを持って頑張るといのは分かるのですけれども、例えば先ほどの起債をして資金手当てができた。それもなくなった。そうならないことを望みますが、一時借入れをした。そのマイナスがそれこそ起債制限を受けるような段階に入ったとしたら、ではそれがどんどん膨れていくのに繰入れはそれ以上求めないって誰がどうするのですか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 今は、経営再建に向けていろんな取組をしているところでございます。20年先まで実はシミュレーションを描いて、計画としては今の建物の償還を終えて、4億3,000万円単年度で負担しているわけですから、この辺りの償還を終えるところを一つのピークとして、その後改善に向かうというシミュレーションを立てて、そこまで何とか踏ん張るために病院職員一丸となってやっております。法定外繰入れを行わないというふうに病院側で打ち出していて、それがいざ、先ほど議員がおっしゃられたような一時借入金で、さらに申し上げた20パーセントを超えて自立的な財政運営ができないという状況になってくるのだとしたら、非常に大きな問題なのです。そうならないために病院職員一丸となって今取組をしようとしているところなのです。一般論として申し上げますけれども、何かそれに対して逃げ道をつくってしまうということになると、往々にしてそういう逃げになってしまうということもあることから、ぜひ病院としての取組に関しては今ご支援いただきたいなという気持ちでございます。その後の状況については、いろんな状況ももしかしたらあり得るかもしれませんけれども、今は収支均衡が整うような財政収支計画、そしてシミュレーション、こうしたことをとにかく病院職員が一体となってやるというような考えですから、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 これで最後にしますが、様々な答弁の中に一般会計も大変だ、それは分かります。だけれども、私は先ほどの1つ前の質問で30年遡って繰出基準と実繰入額の差額がどれくらいあるかというのは聞いています。つまりそれこそもっと一般会計が大変なときに、病院のおかげで一般財源に回し、基金に積み立てることができたという側面もあると思う。それだけでありませんが、それを受けて、市立病院がいろんな要因に基づいて非常に厳しいときに一般会計が大変だからということが理由になりますか。それが病院職員の心が離れていく原因だと私は思う。その環境が満額繰入れを継続するが、それ以上の繰入れは行わないというこの一文です。言う必要ないと私は思います。そういうことにならないようにするが、なぜわざわざこれを書いたのか、どこを向いてこれを決めたのかということが分かりません。再度答弁願います。

○議 長 再々質問の答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 まず、予算は単年度主義と。そして、予算の承認、決算の認定も含めて単年度主義でございます。議会も含めて承認をいただいている。これは、一般会計も病院企業会計も同様でございます。そういう意味では、皆さん了承の下、各年度において完結してきたものと

思います。ですから、30年遡って何百億円あったとか、そういう視点も大事なのかもしれませんけれども、私どもとしてはそれを過去に遡ってとやかく言うつもりは毛頭ございません。現金残高、そして資金不足、こういった現況に対してどう捉えるか、これまた単年度主義でございます。今年度赤字だ、複数年度赤字になりそうだというようなことが続くと、これは幾ら現金が100億円、200億円あっても同じことなのです。財政調整用として単年度、あるいはもしかしたら複数年度の赤字には耐えられるような現金はあってもいいのかもしれませんが。ただ、単年度で赤字が見えているところで預金があるから大丈夫ということは、病院事業者としては申し上げたくはないです。そういう状況が見えているのであれば、どういうふうに変更をして、収支を整えていくのかということが一番大事なことだというふうに思っております。

○荒木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

時間も経過してございますので、この時計で3時まで一旦休憩とさせていただきます。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時58分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。それでは、通告順に従いまして、質問していきたいと思っております。

### ◎1、行政運営

#### 1、滝川市公共施設個別施設計画前期計画について

#### 2、本市の遊休資産について

まず、行政運営についてです。滝川市公共施設個別施設計画の前期計画について今現在進んでいるかと思っております。この計画は、2023年から2032年の10年間の計画になっております。まず、これまでの進捗状況と、それに伴って滝川駅周辺地区の再整備事業計画が、先ほど市長もお話しされておりましたけれども、令和9年度の再開を目指すということで、単純に2年遅れております。その及ぼす影響について伺いたいと思っております。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 滝川市公共施設個別施設計画前期計画の進捗状況ですけれども、計画の中で実施年度をお示ししているものとの比較になりますけれども、3つの事業がありまして、1つ目については三世代交流センター等になりますけれども、福祉施設の複合化事業では改修工事と解体設計についてはスケジュールどおり完了しておりますけれども、解体工事につきましてはこのたびの滝川駅周辺地区再生整備事業と同様に一旦停止をしているところでございます。2つ目の小学校再編事業についてですけれども、こちらについてはスケジュールどおりを予定しているところでございます。それから、3つ目の遊休施設除却事業ですけれども、旧高等看護学院、それから旧新町学生会館の

部分でありますけれども、こちらにつきましても解体設計についてはスケジュールどおり完了しておりますけれども、解体工事については先ほど同様、滝川駅周辺地区再生整備事業と同様に一旦停止をしているところでございます。

進捗状況については以上となります。

続きまして、滝川駅周辺地区再生整備事業の遅れがこの計画に及ぼす影響についてですけれども、ホール機能については滝川駅周辺地区再生整備事業の中でというふうにしておりますので、ホール機能については同時に遅れているということでご心配をおかけしておりますけれども、そのほかについては特に影響はないというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 この計画の中には、美術自然史館、あるいは音楽公民館、郷土館、これらを複合するというようなことで計画されております。この複合化するというのは、いわゆる駅前の施設にこれらの機能を持っていくという計画だということではないのですか。であるならば、影響はないということで、そういう理解でよろしいですか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま再質問いただきました。計画の中に文化施設複合化事業というのがあります。その中でホール機能とホール機能以外というふうに整理をしております。ホール機能については、先ほど申し上げたとおり、仮称の駅前交流施設の中で整備をするということで、その部分については滝川駅周辺地区再生整備事業と一体となって動いているということでございます。文化施設複合化事業の今議員もおっしゃられた施設等の中で（仮称）駅前交流施設に機能集約できるものについてはしていくのですけれども、それ以外の機能ですとか複合化できないものについてはそれ以外の文化施設複合化事業ということで、どういうふうにしていったらいいか検討するというふうになっておりますので、確かにホール機能とホール機能以外というところで、ホール機能以外の部分の検討というのはスケジュールには示しておりませんが、そこにもやや影響しているということは、検討のほうに影響しているということはあるのかなというふうには思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今の答弁では、影響のあるようなないようなというような感じで私は受け取りました。いずれにしても、公共施設個別施設計画はあくまでも計画です。社会情勢に応じて変更はあり得ると計画にも書かれております。ですから、あまり気になさらないで進めるのがいいかなとは思いますが、ただ老朽化した施設がそのまま放置されると、やはり維持管理に対してのお金がかかってくるわけですから、急がなければならないものは急がなくてはいけないということです。

次の質問に移ってまいります。本市の遊休資産について伺いたいと思います。本市の代表的な遊休資産としては、何があるのでしょうか。また、そのうち売却可能と判断されている資産はどの程度あるのかを伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 遊休資産についてのご質問ですが、まず本市では滝川市公共施設等総合管理計画や滝川市公共施設個別施設計画前期計画において遊休施設を定義しており、旧滝川消防署ですとか旧中

中央老人福祉センター、旧東栄小学校など全部で36施設あります。施設の状態はそれぞれではありませんが、遊休施設として位置づけている施設は必要な方に最大限ご利用いただくため、譲渡や貸与を進めていくという方針であります。建物つきでの売却を基本とするなど幾つかの条件はありますが、いずれの施設についても売却は可能であるというふうを考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 いずれも売却可能であるということで、これまで一向に売却というのが進んでいないように感じますけれども、それはどのような原因があるのでしょうか。売却が可能なのですよね。なぜそれが進まないのか教えてください。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 それぞれの施設、状態があまりよくはないということでもあります。そのような中で除却をしての売却ということが今できていないというような状況にありますので、建物つきということでの売却を基本としているということから、価格を提示して表に売り出すですとか、公募するですとかということができていないということがあって、売却がなかなか進んでいないということかというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 売却が進まないのは、きっと私が考えるには市民、あるいは市外の方でもいいのですけれども、どれが売却資産なのかどうなのかというのを分かっているのでしょうか。それは、ネットとかで告知してはいると思いますけれども、あまり知られていないのではないだろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 再々質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 売却可能資産というような形でお示しをしているものはございません。ただ、先ほども答弁させていただきましたが、公共施設個別施設計画などの中では遊休施設、貸付施設ということで、計画の中にそれぞれ売却を基本としますということと、それからそれぞれどういった建物があるかというようなのは計画書の中にお示しをしているというのが現状です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 その計画書は、一般の方が見ることはできませんよね、多分。多分見ることはできないと思います。ここが民間との違いです。売るべきものはさっさと売らないと、いわゆる管理費だとか、そういったものに余計にお金がかかってしまうのです。それを積極的にやらないと、どんどん、どんどんいわゆるお金の持ち出しが増えてくるということです。その件については、どのように考えていますか。

○議 長 再々々質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 先ほど答弁しましたとおり、かなりの数の遊休施設というものがあります。市民の皆さん、まちを歩いていて見かけるものもたくさんあるかと思えますし、ちょっと目につかないようなところにあるものもあります。そういったもの、管理上も遊休施設ということで人が寄りつかないような管理はしておりますけれども、そういったものをPRといたしまししょうか、表に広く、募集をしていくというのは、これは安全確保上も保安上もなかなかあまりいいものではないかなという

ふうに私は思っております。ただ、売却に向けてといひましようか、それぞれ市にいろんな形で何か活用できる資産がありませんかというようなことのお問合せがあった際には、そういった施設をそれぞれ現状見ていただいたり、ご案内をしたりして確認をしていただいたりというようなことはやっておりますので、これをあまり広く皆様にお示しするというのは私としてはちょっとどうかなというふうに思っているところです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 全く理解できないです。遊休施設の中で、さっき土地と建物と一緒に売却可能だとかというのが多いのだと、可能性が高くなるのだということなのですが、教職員住宅というのが結構ありますよね、遊休施設の中に。この辺こそ入居を希望される方ってPRすればいらっしゃるのではないですか。議長、すみません。ちょっと次の質問に関わってきているので、一緒にお答えいただきたいと思っておりますけれども、だから積極的にPRしてこないから、こういうふうにどんどん、どんどん遊休施設が増えていくのではないですか。

○議 長 2番目の質問をきっちりしてください。

○三上議員 ですから、先ほど教職員住宅の話をしましたけれども、すぐ入居を希望される方ってきつといらっしゃると思うのです。ニーズはあると思うのです。そういうことをやってこなかった、なぜやれなかったのか伺いたいと思います。

○議 長 三上議員、2番目の質問をきちっとしてください。

○三上議員 売却可能と判断された遊休資産を効果的に売却するためにどのようなPRをしてきたのかということです。これも併せて伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 住めるような状態のものであれば、これはPRというようなことも可能かと思っておりますが、いずれの施設もかなり老朽化がひどくて、現状でなかなか活用していただけるというようなものではないというふうに思っております。そういった状況をご理解いただいた上でご利用いただけるという方がいらっしゃれば、これはそういった施設を紹介をして、活用いただくというようなことを考えておりますので、なかなか、例えば写真を貼り出してホームページに載せるですとか広告に出すですとかというようなことはちょっとできるような状態ではない施設がほとんどだというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 先ほどから答弁を聞いておりますと、これまでもそういうPRは一切してこなかったし、それは防犯上の問題もあるからということでしたし、これからはする気はないよというふうに私には聞こえてなりません。それで、地方財政法というのがありますよね。これは当然職員の方はご存じだと思いますけれども、地方公共団体の財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じてこれを運用しなければならないと。住むような状態になかったというのは、これまでそういうような管理をされてこなかったのです。このことについては、どのように考えていますか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 行政財産として利用していくものについては、適切な管理を行った上で使用目的に沿った管理運営をしてきているというふうに思っております。行政財産としての役割を果たしたものの等については、これは普通財産として管理をしておりますが、これについては危険があってはならないというようなこともありますので、安全対策ですとか、そういったことはしっかりとしております。PRをこれまでもしていないのではないかとのお話ですが、先ほどから答弁しているとおり、土地についてはしっかりとホームページに載せて売却、公募をしておりますが、建物についてはそれぞれの状況がございますので、なかなかそういったPRはできていないというのが現状ではあります。ただ、そんな中でも、近年の例としましては例えば旧江部乙中学校、L e t a r a にご活用いただいて、そのまま売却をさせていただいたというような事例もありますし、お問合せがあったときには事業者それぞれの施設の現状をご案内して、確認をいただいた上で紹介をさせていただいているというような現状があります。そういう施設を求められているような方ですとか事業者ですとか、そういった方がいらっしゃれば、ぜひ情報提供をお願いできればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 三上議員。

○三上議員 あまり積極的な答弁でないなと思っておりますけれども、3つ目の売却可能と判断された遊休資産以外の遊休資産について、今後において具体的な活用方法と、そして維持管理における安全対策について伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今後の活用方策というところかと思えます。施設の損傷、こういったところが著しく、使用に堪えられなくなった施設に関しましては、これは財政状況にもよりますけれども、基本的には財源が確保できれば除却を進めていきたいというふうに思っております。その上で、更地とした上で土地の有効活用を検討するという考えであります。

それから、こういった施設の安全確保対策につきましては、滝川建物点検協同組合という組合に委託をしております、毎月点検を行っております。危険な箇所があった場合など、そういった損傷についてはその都度適宜対応を講じているところであります。

○議 長 三上議員。

## ◎2、建設行政

### 1、市営住宅の猛暑対策について

○三上議員 それでは、次の建設行政に移りたいと思います。市営住宅の猛暑対策についてです。現状入居者の自己負担により市営住宅の網戸は設置できると思います。熱中症予防など含めた住環境を充実をするために、市において網戸の設置をすることについて考えを伺いたいと思います。また、エアコン設置については、指定管理者と入居者間でのリース契約方式による設置を可能とすべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 公営住宅事業は、低廉な家賃で住宅を供給する事業でございます、網戸、それから

暖房機、こんろなど入居者個人の負担で設置することを前提としております。こういった条件を入居前にご説明させていただきまして、ご理解いただいた上で入居されています。また、市で網戸を設置する場合は、設置費やその後の修繕費など多額の費用が発生するということから、今後につきましても設置は考えておりません。なお、道内34市を対象に聞き取りの調査をさせていただきましたが、近年の建設時に一部設置するなどしている自治体が7市、残り27市は当市と同様の判断となっております。また、エアコンのリース契約方式による設置でございますが、指定管理者並びにエアコンを取り扱う市内事業者を確認させていただきましたが、リース事業の実施は難しいということを確認しておりますので、そこを市が主体的に対応するというにはちょっと今のところならないかなと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今年の夏も暑くて、職員の皆さんもエアコンを初めて設置されたという方も何人かいらっしゃるようです。それだけ暑かったのです。それで、この網戸というのは、もう標準設備になっているのではないかと。生活に最低限必要な設備ではないのかと思いますけれども、再度伺いたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 先ほどの答弁でも触れましたが、設置費用並びにその後の修繕費用等を鑑みますと、多額の費用が発生することが想定されるものですから、先ほどの答弁と同じでございます。また、先ほど申し上げた滝川市以外も多くの市では公費での設置というものはしていないということでございます。確かに非常に暑い、北海道の気候が変動しているということは重々承知しているところでございますが、現時点ではそういった公費での設置ということは考えておりません。入居者での負担でぜひご理解をいただきたいと思います。

○議 長 三上議員。

### ◎3、教育行政

#### 1、特別教室での猛暑対策について

○三上議員 それでは、最後の教育行政なのですが、午前中寄谷議員から体育館のエアコン設置について質問がございました。その際にスポットクーラー80台で対応されているというお話がありましたけれども、私のほうから重複するとあれなので、その80台について伺いたいのですが、よろしいですか。この80台で全小中学校、西区を含めて高校が1校ありますけれども、この80台のスポットクーラーで賄い切れるのかどうなのか伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいまご質問いただきましたスポットクーラーで賄い切れるかということですが、スポットクーラーにつきましてはあくまで補助的なものというふうに思っておりますので、基本的には日常的に多く利用する普通教室、あるいは職員の皆さん、職員室には完全に空調設備が整備されておりますので、その時点で一定程度学校施設には整備が完了したというふうに思っております。ただ、一部音楽室ですとか理科室のような特別教室、当然夏場で利用すると暑い状況があると思

ますが、そこに学校に配置しているスポットクーラーを上手に活用していただきながら、空間が十分冷えるようなものではありませんが、涼みながらお使いいただくというところかなというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 教育行政であります。防災の観点から先ほどの体育館の関係でちょっと質問したいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長 長 通告外となりますけれども。

○三上議員 先ほどは関連してということで許されたのですけれども。

○議長 長 質問の中に入っていないので。

○三上議員 指定避難所で体育館については入っていますけれども。

○議長 長 分かりました。先ほど認めたので、所管で答弁できればということで。

○三上議員 よろしいですか。空調設備整備臨時特例交付金というのが33年までであるのです。従来は交付金だと自治体負担が38.75パーセント、今回これを使うと25パーセントになるのです。ですから、早いうちに、できればこの期間内につけるべきだと思いますし、緊急防災・減災事業債というのが今年度で終わってしまいます。ただ、私は延長されると思っておりますけれども、今後を見据えて、体育館などはやはり指定避難所となる可能性が高いので、ぜひ検討されるべきだと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 午前中の寄谷議員への答弁と重複することになりますが、学校体育館を避難所として開設するという際には、やはり真夏であれば空調設備が設置されているということがこれは望ましいものだというふうに思いますが、ふだんは学校教育の場で使われるということになりますので、設置の必要性、そういったことについては教育委員会とも連携をして、検討してまいりたいというふうに思っております。

○三上議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派清新の木下です。

## ◎1、建設行政

### 1、道路維持について

それではまず、建設行政、道路維持についてお尋ねいたします。冬の間は凍結などの影響で市道の多くがゆがんでいて、歩くのも危ないと苦情を聞いております。交通への影響や歩行者の安全確保の面からも、雪が降る前にできる限り早期に補修していくべきと考えますが、現状の把握と今後の対応について伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 日頃からパトロールを実施して、危険な箇所は即時対応を行っているところでござい

ますが、舗装の損傷は近年の地球温暖化の影響による冬期間の気温上昇に伴って凍結融解が繰り返されることにより被害が年々拡大してきております。このような状況から、滝川市では北海道市長会を通じて国土交通省や財務省、総務省などに対し支援の拡充を要望した結果、令和7年度から緊急自然災害防止対策事業債の要件が拡充され、交付税措置のある有利な起債を活用可能となったことから、予算を大幅に増額し、集中的に道路の補修に取り組んでおります。舗装新設工事につきましては、昨年度1.2キロメートルから今年度は7.2キロメートル実施できる予定となっております。また、舗装の補修だけではなくて、道路を路盤から根本的に改修する道路改良舗装工事につきましても5年前、令和3年度と比べると現時点では3.5倍までの事業費を増額ということになっておりまして、舗装補修と同時並行で進めております。来年度以降も必要な予算を確保し、集中的に取り組んでいけるように引き続き協議は進めてまいりたいと思っております。

○議 長 木下議員。

○木下議員 再質問させていただきます。道路の下の上下水道の整備や点検は計画的に行っているようですが、その上の道路維持については人材、予算や工期は十分足りているのかを、考えているのか伺います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。

(何事か言う声あり)

○議 長 もう一度はっきり言ってください。

○木下議員 道路の下の上下水道の整備や点検は計画的に行っているようですが、その上の道路維持については人材、予算や工期は十分足りていると考えているのか、捉えているのかを伺います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 今多分人材とかという話だったと思います。あと、道路の予算が足りているのかということなのですけども、道路の……

(「上ね」と言う声あり)

○建設部長 道路の点検は、私ども直営でもやっておりますし、また道路環境の維持組合というところにも委託しております。また、今年、令和7年4月から1名人材を増員してパトロールを実施しておりまして、そういった道路の補修とか穴が空いているところについては対応しております。また、道路の工事とか、舗装や路盤の改修ですとか、そういったものにつきましては、人材というところよりも予算としてどのようにしていくかということになると思いますので、予算については毎年の予算協議、予算編成過程を通じてその成果が現れてくるというふうに思っておりますので、現地で詳しくそこが足りているか足りていないかということについてはお答えしかねます。

○議 長 木下議員。

## ◎2、病院行政

### 1、医療体制について

○木下議員 次の質問に移ります。市立病院の医療体制について伺います。福井議員と荒木議員への答弁とかぶるところは省いて構いませんが、地域医療構想などの国の方針の中で医療体制の縮小

を求められており、経営改善策として本市でもできる限りのことに取り組もうとしていると推測しています。こうした中、様々な不安や不満を感じている市民の声を聞きますが、自治体病院として絶対に守る最低限の医療ラインを市として提示すべきと思うが、見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 自治体病院として絶対に守る最低限の医療ラインを提示すべきとのご質問ですが、地域医療構想は中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質、量の変化を見据え、医療機関の機能分化、連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするものです。令和6年10月に中空知圏域が地域医療構想のモデル推進区域に設定されましたが、中空知対応方針では砂川市立病院と当院を中心に地域における急性期の役割分担を進め、他の病院と共に医療連携体制を構築するというふうにされております。当院は令和8年4月より許可病床を199床に減少する予定でありますが、コロナ禍を経て、入院患者数の確保が困難であることから、適正な病床数への見直しを図るものであり、これまで提供しております急性期医療から他の機能へ転換するものではございません。これからも急性期病院としての体制を維持し、これまでの入院、外来の診療体制を継続していくとともに、介護福祉施設や療養型病院、クリニックなどとの連携の強化及び2次救急医療機関として救急の患者様の受入れ体制や設備の維持により市民の皆様の健康の維持、増進に寄与してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○木下議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

荻野議員の発言を許します。荻野議員。

○荻野議員 お疲れさまです。会派市民ネットワークの荻野でございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、西滝川エリアへの公共交通のあり方について

市長の基本姿勢、西滝川エリアへの公共交通のあり方についてです。今まで議場で多くの議員の皆様が質問しておりましたが、来年度に新施設が設置されるので、改めて質問させていただきます。令和8年度に開設予定の新B&G海洋センター、そして既存の滝川ふれ愛の里、コテージ、キャンプ場、コカ・コーラパークフィールド72など西滝川エリアへの外客誘致、観光客の増加等、活性化に大きな大きな期待が寄せられております。その一方で、公共交通環境は大変脆弱であると考えております。公共交通の在り方を速やかに検討すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ご質問いただきました。西滝川エリアへの公共交通の在り方についてですけれども、本市議会でも度々ご質問いただいておりますけれども、現在事務レベルではありますけれども、その在り方について具体の検討を行っているところでございます。まだお示しできるところまでには至っておりませんが、今ご質問いただきましたように、子供たちの施設となります新海洋センターがオープンいたしますので、費用の面も含めて引き続き具体の検討を進めてまいりたいと考

えております。

○議 長 荻野議員。

○荻野議員 再質問させていただきます。新B&Gは1階に可用性レクリエーション機能、2階にラボ機能を備えた複合施設ということで、現在のこども科学館の来館者より多くの市民の皆様、ほか自治体の皆様の利用増加が見込まれると思います。公共交通環境を検討していただいているのは十分分かりましたが、実現、具現化に向けての可能性についてお伺いいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 多くの市民の皆様、そして市外からの皆様ということでご期待をいただいているところでございます。可能性についてということでもありますけれども、繰り返しになりますけれども、現在具体の検討を進めているところでございますので、検討を待って、可能性というところについては今ちょっと申し上げられないということでございます。

○議 長 荻野議員。

○荻野議員 再々質問させていただきます。例えば滝川市のタクシー会社と連携、協力をして、西滝川エリアのご利用の際に利用者様の利便性の向上を図るため、お客様の負担を少しでも減らすような働きかけはできないものでしょうか。伺います。

○議 長 荻野議員、これ以上答えられないと言っているのですけれども、聞きますか。答弁できますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 再々質問に答弁できますか。総務部次長。

○総務部次長 施設をご利用いただくために施設側と公共交通機関側と伺いますか、そういったところで利用の促進に結びつくような施策につきましても、今この西滝川エリアの公共交通ということで可能性について検討しておりますけれども、その中で今おっしゃられた部分についても併せて考えたいというふうに考えます。

○議 長 荻野議員。

## ◎2、保健福祉行政

### 1、母親のためのレスパイトケア事業について

○荻野議員 では、続いて保健福祉行政、母親のためのレスパイトケア事業についてです。6月の2定でも質問させていただいた母親のためのレスパイトケア事業ですが、間もなく3か月が経過しようとしておりますが、利用者様の反応についてお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 7月1日にオープンいたしました母親のためのレスパイトケア事業につきましては、ふれ愛の里地域子育て支援センター利用登録人数91名に対しまして、母親のためのレスパイトケア事業の利用登録人数が50名となっており、多くの子育て世帯から関心を寄せていただいていると感じております。利用者からは、子供と少し離れて自分の時間を持てることが本当にありがたい、子供を預ける場所と母親が休める場所が同施設内にあり、安心感がある、自分のため

に時間を使え、リフレッシュできたなどといった声が寄せられており、子育て中の母親の心理的、身体的な負担軽減に一定の効果が見られております。一方で、お子さんと母親が離れて集団で過ごす経験のない方が多いということから、利用したいが子供が母親から離れたがらない、まだこの事業を利用して休息する段階ではないといったような声も聞かれております。どなたも気軽に利用できる施設となるよう安心して利用いただける環境づくりに取り組み、効果的な対策を検討してまいりたいと考えてございます。

○議 長 荻野議員。

○荻野議員 1点だけお願いいたします。今後さらに皆様に利用しやすく、利用していただくために現段階で何か考えていることがあれば、お伺いいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 現在2階の休息スペース、やすみんの利用環境の改善につきましては、利用された方全てに利用者アンケートを実施しております。その結果から見えてきた対応策については、今年度中に対応できるものについてはやっていきたいというふうに考えてございます。また、子供が母親から離れて集団生活に慣れること、母親が気軽に利用できるような心理的なハードルを下げるためということで検討しておりますけれども、まずは今週の9月16日から10月31日までの期間限定ではございますけれども、無料お試しキャンペーンを実施し始めたところでございます。12日金曜日に周知を開始いたしまして、12日に1件早速ご登録、利用予約と。16日に3件の登録、利用予約ということで、早速効果が現れているかなというふうに思います。利用していただく、体験をしていただくことでよりよさを感じていただいて、今後の利用につなげていきたいというふうに考えております。

○議 長 荻野議員。

### ◎3、観光振興行政

#### 1、賑わいの創出について

#### 2、滝川ふれ愛の里について

○荻野議員 続きまして、観光振興行政、賑わいの創出についてです。2点質問がございまして、まず、1点目です。今夏、平和公園で様々なイベントが開催されました。今年初開催となる沖縄フェスやフリーマーケットの開催と、皆様の憩いの場とするためにさらなる賑わいの創出に向け、滝川市独自に大型発電機や照明、音響設備等を所有し、イベントを開催する市民の皆様に貸与する環境を整えることがにぎわい創出に向けても有効であると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 市内では、屋内外問わずイベントなどが開催されまして、特に今年の平和公園では様々な実施主体の企画、運営によりまして多くのイベントが実施されました。滝川市が開催に関わる事業のほか、民間団体などが主催する行事もありましたが、必要な備品類の調達につきましては自らが所有して使用するケース、貸与によって調達するケース、専門業者等に委託をするケースなど、それぞれの行事の規模や特性、それからテナント出店者の実情に応じて対応していることと

認識しております。ご提案いただきました市が行事用の各種備品を購入し、市民に貸与するということにつきましては、過去に市が購入した音響機材等の備品類の中には条件、ご希望に合致すれば市民、団体等にお貸しできるものもありますが、それぞれの行事の特性や事情に応じまして今は多様なニーズがあるというふうに捉えます。この備品類につきましては、自ら調達をしていただくことがまずは原則というふうに考えておりまして、現状におきましてはこの新たな備品類を市が購入し、貸与するということは見込んでおりません。

○議長 長 萩野議員。

○萩野議員 1点再質問させていただきます。今ほどの答弁で市が所有している音響システムがございませとの答弁でしたが、それは市民の皆様が現在も利用しているという認識でよろしいでしょうか。お伺いします。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 音響設備の件でございませますが、かなり古い機材でございまして、平成11年に遡るものでありまして、物財としてあるのかないのかということになりますとございませますが、ただ相当やっぱり老朽化しているということと、古い機材でありますので、そのオペレーションを誰が担うのか、そういったことが実際に運用する場合には大きな課題になりますので、運用自体はほぼ借りられていないというのが実情だということになります。

○議長 長 萩野議員。

○萩野議員 続いて、観光振興行政2点目です。滝川ふれ愛の里についてです。6月の水質検査でレジオネラ菌が基準値超過をし、約2週間の営業停止の判断がなされました。6月25日の営業再開後、利用者様の推移はどのようになっているのか、また今後同じことを繰り返さないために再発防止対策についてお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 滝川ふれ愛の里は、令和7年6月9日付の水質検査の結果、一部の浴槽水にてレジオネラ属菌の基準値を超過したことが明らかとなり、6月24日までの2週間入浴事業を休止いたしました。これにより今年6月の入浴利用者数は前年同月対比で45.4パーセント、9,392人減少ということの結果、7,814人ということになりました。休館中はスタッフが総出で館内全体の清掃に取り組み、清掃管理の見直しなど再発防止策の検討を行ったほか、6月25日の営業再開を機に期間限定での入浴スタンプ2倍サービスや入浴回数券、岩盤浴無料券の利用期限1か月延長など利用促進のためのサービスを実施いたしました。具体的な再発防止策といたしましては、浴槽中の遊離残留塩素濃度の監視頻度を増やしたほか、保健所の指導に基づき使用する薬品の変更を含めた清掃方法の見直し、専門業者の助言による新たな衛生管理マニュアルの策定、屋外からもレジオネラ属菌の侵入を防ぐため露天風呂の庭木部分への立入禁止看板を設置したところです。再開後の利用状況につきましては、利用者の皆様の支えもありまして、令和7年7月は前年同月対比103.7パーセント、8月は106.4パーセントと前年を上回る方々にご利用いただいているところであります。今後も多くの皆様が安心して施設を利用いただけるよう指定管理者と連携を図りながら、引き続きこれらの再発防止策に取り組んでまいります。

○荻野議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして荻野議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時56分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員